

平成30年 第3回定例会

# 浦臼町議会会議録

平成30年 9月12日 開会

平成30年 9月18日 閉会

浦臼町議会

# 浦臼町議会第3回定例会 第1号

平成30年9月12日（水曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
- 7 議案第25号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）
- 8 議案第26号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例について
- 9 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて
- 10 同意第 2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 11 報告第 3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 12 認定第 1号 平成29年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第 2号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第 3号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第 4号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 16 発議第 1号 事務の検査について
- 17 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 18 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会合同）
- 19 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会）

## ○出席議員（9名）

議長	9番	阿部敏也君	副議長	8番	小松正年君
	1番	野崎敬恭君		2番	中川清美君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	齊 藤 純 雄 君
副 町 長	川 畑 智 昭 君
教 育 長	浅 岡 哲 男 君
総 務 課 長	河 本 浩 昭 君
総 務 課 主 幹	明 日 見 将 幸 君
くらし応援課長	大 平 雅 仁 君
くらし応援課主幹	中 田 帶 刀 君
長寿福祉課長	齊 藤 淑 恵 君
長寿福祉課主幹	鎌 田 隆 司 君
産業振興課長	石 原 正 伸 君
産業振興課主幹	横 井 正 樹 君
建 設 課 長	馬 狩 範 一 君
教 育 委 員 会 長	武 田 郁 子 君
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 長	大 平 英 祐 君
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 会 長	日 下 文 雄 君
代 表 監 査 委 員	笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局 長	加 賀 谷 隆 彦 君
書 記	西 川 茉 里 君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席議員は9名、全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、平成30年第3回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により議長において、7番牧島議員、8番小松議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの7日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、平成30年第2回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通しを願い、主なもののみ報告をいたします。

8月1日から3日にかけて、空知町村議長会中央要望実行運動を行いました。14の議長が3班編成により道選出の衆参の代議士、それと私の班においては省庁の要望をしておりますけれど、農水省と経済産業省の事務次官、審議官、大臣官房、また各局長との面談、不在の場合は要望書を秘書に手渡して、空知の諸問題の早期解決を要望したところであります。

次に、教育委員会教育長より、平成29年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので報告済みといたします。

次に、監査委員より平成30年6月分から8月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願います。

続いて、総務常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。総務常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

続いて、農林建設常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。農林建設常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

#### ◎日程第4 行政報告

#### ○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

平成30年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

初めに、先週発生した胆振東部地震では、北海道で初の震度7を記録し、41名が犠牲になるなど大惨事になったところであります。

亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興、復旧を願うものであります。

本町においては、ほぼ2日間の全域停電となり、給水や炊き出しを行ったわけですが、現代社会が電気、エネルギーなしでは成り立たないことを改めて感じさせられた次第です。

あすから職員2名、3日間、被災地の安平町に派遣をして支援を始めてまいります。いつ発生するかわからない自然災害に備え、今後とも住民の安全・安心を確保することに努めてまいりたいと思います。

さて、本日をもって招集いたしました第3回定例会では、議案2件、同意2件、承認1件、報告1件、認定4件を提出いたしております。各議案提出の際には、詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、第2回定例会以降の行政報告について、お手元の配付資料をごらんいただき、何点か口頭でお話しを申し上げます。

7月25日から27日にかけて、平成30年度空知地方総合開発期成会の中央要望に参加をしております。平成31年度の空知の開発等予算について、

空知24市町長さんとともに北海道選出国會議員や関係各省庁へ要請活動をしてきたところであります。

8月18日、北海道そば研究会の創立30周年記念式典・祝賀会が奈井江町で開催されております。北海道のそばの食文化、そばの消費拡大及び魅力の発信などを目的に研究会が設立され、本町においても新そば収穫祭のスタートから多大なご支援をいただいている団体であります。

そば祭りは、今年18回目を迎えるわけでありませけれども、本年も同じようにご協力いただきながら開催をされることと思っている次第であります。

以上でございます。

#### ○議長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

浅岡教育長。

#### ○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第2回定例会以降の教育行政についてのご報告をさせていただきます。

あらかじめ報告書をお配りし、お目通しいただいておりますので、1点について報告をさせていただきます、記載はございませんが、3点の報告をさせていただきます。

1点目は、8月27日、第6回の教育委員会におきまして、平成29年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価報告書をまとめ、承認し、議会へ報告しております。

また、学校における働き方改革が進められ、国、北海道の動きに合わせ、浦臼町立学校における働き方改革アクションプランを制定し、部活動の休養日、提示退勤や長期休業中の学校閉庁日の設定等を行っております。

2点目、6月以降、学校の臨時休校が相次ぎましたので、状況を報告させていただきます。

6月19日、小学校におきまして、原因はこの時点で特定できておりませんが、一部の低学年児童が腹痛、嘔吐の体調不良を訴え、同様の症状が広がり、21、22日を学校閉鎖としております。保健所の検査ではノロウィルスの感染症であったことが判明しております。

9月5日、台風21号による暴風のため、小中学校ともに始業時間を2時間繰り下げました。

9月6日未明に発生しました北海道胆振東部地震による児童生徒の安全確保や停電対応で小中学校ともに2日間臨時休校といたしております。

相次ぐ臨時休校とこれからの悪天候を想定し、授業時数の確実な執行ができるよう学校との連携を密にし、授業時数の確実な確保に向けた取り組みを進めてまいります。

3点目は、ふるさと教育で、浦臼中学校と本山町嶺北中学校交流事業が平

成26年から生徒全員による相互交流を始め、ふるさとの歴史、生活、習慣を見聞し、世代の交流体験を深めておりましたが、今回の嶺北中学校の訪問を機に、さらなる文化、教育の幅広い分野のさらなる絆を深めるために、両校の発展を願い、友好校の姉妹校協定を交すこととしております。

浦臼町側におきましては、10月2日の嶺北中学校の訪問に合わせ協定式を行い、嶺北中学校におきましては来年度の訪問の折に協定書を交わす予定をしております。ご報告申し上げます。

4点目、全国学力学習状況調査の結果を報告させていただきます。

公表につきましては、昨年度同様、各学校から結果を分析した公表が学校だよりを通して各保護者や地域住民には回覧で公表される予定でございます。

教育委員会においても、保護者、地域住民に対し説明責任を果たすことから重要と考えており、この場を通して報告し、道教委で発行する北海道版結果報告においても掲載することとしております。

小学校では、全教科平均で全国平均と同程度下位の結果となり、教科別正答率で国と比べ、国語、算数の知識は上回り、国語、算数の活用ではやや下回り、4教科では全国同程度下位の結果となりました。理科につきましては3年前と比べ下回り、取り組みの成果が見えてこないことから、今後の課題提起となりました。

中学校では、教科の差は出ましたが、5教科全体で全国、北海道と同程度の結果となり、教科別正答率では国語知識で全国を大きく上回り、国語活用は全国を下回り、全体として全国同程度で、数学知識、活用では下回り、数学全体として全国平均を下回っております。理科はすべての領域において全国を上回り、全国平均を大きく上回っております。

小学校の理科、中学校の数学知識、活用では大きく下回った状況は厳しく受けとめ、調査結果を分析検証し、正答数の少ない生徒には基礎、基本の確実な定着を図ることとともに、学習指導の見直し改善を図り、教科の格差のないバランスのとれた教育指導が急務と考えます。

この結果は何を意味しているかを慎重に分析、注視し、本来のあるべき生活習慣にし、社会で生き抜く確かな学力、力を身につけさせるため、教育委員会、学校長を初め、職員一丸となった取り組みが急務であると認識しております。皆様のご理解、ご支援を賜りますことをお願い申し上げます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

## ○議 長

これで、行政報告は終わりました。

### ◎日程第5 一般質問

## ○議 長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位 1 番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○ 1 番（野崎敬恭君）

第 3 回定例会におきまして、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、6 日深夜に起きました北海道胆振東部地震の大規模な地震において、不幸にも 41 名に及ぶ道民の方が亡くなられ、多数の負傷者の方及び甚大な震災被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く日常生活を取り戻すことをお祈り申し上げます。

続きまして、一般質問に入らせていただきます。

きょうの題目としては、産業興しで町に活性化をと題して、町長に質問をするものでございます。

私たちの町は、純農村であります。近隣市町村との地理的条件が便利過ぎる利点とそのために農業以外の産業が育ちづらい、そういう弱点がありません。

商業をなりわいとする者にとって、人口減少は最大の問題であり、当然放置できる問題ではないのではないかと考えている次第でございます。

コンビニ一つとっても、労働者雇用の問題にぶつかっております。

この状況を変えなければならないのは、町長も理解していると思います。

また、地域おこし協力隊の隊員には、浦臼町が事業を興し、そこを活動拠点として定着していただくことで産業構造を変えることは必要なことではないかと考えております。

これからは多彩な事業を一つずつ積み上げ、この町の衰退を防ぐには必要なことと思えるが、以下の問題を町長はどのように考えるかお聞きしたいと思っております。

まず、①町の労働人口が少なく、コンビニエンスストアを出店しても、従業員の募集、雇用が大変と聞くが、労働力を確保する対策はどうか。

2 番、地域おこし協力隊員の定着を図るための施策、産業興しの考えはあるのかお聞かせいただきたい。

以上でございます。

○ 議 長

答弁願います。

斉藤町長。

○ 町長（斉藤純雄君）

野崎議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少が日本じゅうで加速度的に進んでいる状況にあり、本町の人口も 8 月 1 日現在 1, 860 人となっております。

2045 年には、道内すべての町において現在の 5 割程度まで減少することが国立社会保障人口問題研究所により示されており、危機意識を強く持つところでもあります。



本町では、高校を卒業すると町外に就職するか大学に進学かで、ほぼすべての若者が町を出て行き、若い働き手がない現状は、都市部よりも深刻な問題であり、有効な対策も見い出せなく、何とかしたいという思いは強くありますが、非常に難しい問題と感じているところであります。

コンビニが進出してきた場合のご質問ですが、夜間営業など営業時間の問題もあって、従業員の確保は厳しいと思われませんが、行政としてできることは、説明会の会場の提供や働き手募集のチラシを広報に入れて配るなど、そういったことは可能かと思っております。

また、地域おこし協力隊については、現在3名の協力隊員がそれぞれの特技を生かし、まちづくりの一端を担っていただいておりますが、基本は3カ年の期間です。

人材の確保の観点から、本町に残って何か働いてもらえるならば、行政としても最大限応援をしていき、本町に新たな風が吹くことも期待をするところであります。

#### ○議 長

野崎議員、再質問ありますか。

野崎議員。

#### ○1番（野崎敬恭君）

我が町の人口減少がここまで進んでしまうと、例えば先ほど言ったコンビニ一つとっても、雇用環境の悪化でフランチャイズの本部がよしとしても、オーナーさんが二の足を踏んでいるのではないか、あとアルバイト、オーナー含めても一つのコンビニに対し17人前後の雇用が必要となるところであります。今の浦臼町にとって大変な労働力になると思っております。

この点に対して、町長はいかがと考え、また何か策はあるのかお聞きしたいと今答弁にも出てきたことではありますが、さらに農業も大型化してきております。

大型農業経営者に後継者も見受けられない農家もございます。

過去に質問をしておりますけれど、産業の多様化、それから小規模な農業を数をふやす、それから新規就農者の参入の仕方など町が手をかさないとなかなか解決しなければならぬ問題が山積だと思っております。

早急になすことは産業興し、小規模産業の創出、そのように思うけれど、町長の認識はいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。町長、答弁お願いします。

それと地域おこし協力隊の諸君も盛んに人となじもうと頑張ってきている隊員もおります。

協力隊員の任期もいつまでもあるわけでないので、限られた時間の中で隊員は移住、定住の地を、さらに起業を目指す隊員もいると思うわけですが、浦臼町の町に、移住、定住できるのか、それを含めて隊員も活動しております。

結婚、子育てをしながら、浦臼町に住み続けることのできるような新たな

産業を町も含めて隊員との間で協議はできているのか。

現在は国が給与等を出してくれているが、その後は浦臼町の役割になっていくのではないか。

浦臼町に来た隊員にこの仕事で浦臼町に骨を埋めてくれと言えるだけの仕事と隊員の考えがマッチングするだけの協議はしているのかお聞きしたいと思います。

他町村も着々と移住、定住、起業につながるような業務、産業の創出策の効果が始まっているような町もあると聞きます。

まずは、定住するためのお勧めして起業できる産業があるのか、つくるのか、その点も町長にお聞きしたいと思います。よろしくお聞きたいします。

以上でございます。

## ○議 長

斉藤町長。

## ○町長（斉藤純雄君）

労働力の問題ですけれども、うちの町だけが減っているということであれば、ほかの町に対抗して、よい施策をしながら何とかうちの町に来てもらうということも考えられるのですけれども、北海道全部日本全国が減り続けている中で、これといった歯どめ策というか、そういうことがないのが現状であります。

今回、中長期的な視点では、こども園を開設しながら、そういった環境をよくして、行く行く子供たちの数がふえれば、人口減少に少しでも効果があるのかなという思いで建設したわけでありましてけれども、短期的に目の前の労働者をどう増やすかという部分について、本当にこれといったものがないというのが本音であります。

いろんな人からの意見を聞きながら、いろんなことをチャレンジをしたいという思いは常々持っておりますけれども、非常に難しいのかなという思いはあります。

それから、今農業の小規模化というお話がありましたけれども、今の流れはスマート農業一つをとっても、規模拡大化の農業がこれからの海外からの農業との戦う競争力になっていくという、これは国の進めた農業であります。

これを小規模化に持っていくというのは非常に難しいのかなと思っております。

また、地域おこし協力隊、きのうも赤平市の観光協会で採用になったという新聞がありましたけれども、そういった意味で町のいろいろなところに就職して残ってもらうと、そして今やっている特技を生かして、さらに町のPRを拡大をしていってほしいという思いはあります。

ただ、町が何か産業を興してそこにという考えは今のところ持っておりませんけれども、本人の地域おこし協力隊といろいろ議論をしながら、できるだけいい人材は町に残ってほしいなという思いはありますので、その点は今後も協議をしたいと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

私、この手の質問をすると、返ってくる言葉が同じかな、もうちょっと内容をかみ砕いて、この町にとって本当にこのまま水稲農家をメインとした農業でいいのでしょうか。

そこら辺、やっぱり町長に考えていただきたい。

また、町長ならどこへ行っても恥ずかしくもなく、言いたいことを言えるタイプの町長ですから、営業をかけながら、各省庁へ行って、この仕事をくれ、あの仕事をくれと言えるのではないかと思って、僕は期待しておるわけです。

だから、このままで本当に農業を基盤とした町でいいのか、さらに今国が出してくれている協力隊員、これ3年間で本当に移住、定住して、子育てしたり起業したりできるのでしょうか。

そこら辺を本当に真剣になって、行政は考えなければいけないのではないのでしょうか。

本当に、お店一つ来られないような町、これで町長、よしとされたら本当に困ります。

私事になりますけれど、移住してきた方ですから、ここで骨を埋めようと、その腹でやっておりますけれど、だけどここまで人口を減らしてしまったら、何か策がなく、本当に無策かなと、そのように考える次第でございます。

ほかの町みたいに何千人も何万人もいる町でしたら、これは1割ふやすといったら大変なことなのですよ。

浦臼町で1割、2割ふやそうと思ったら、この人口規模からいったらそんなに難しいことではないのではないのでしょうか。

もうちょっと私たち議員も含めてですけれど、一人一人真剣になって、ここに流出を防ぐ、それから移住、定住策を真剣に考える、それから企業化、小さくても別な産業を取り入れるということを本当に考えなかったら、今大型農業をやっている、お嫁さんがいない、それから後継者がいないと。

大型農業も廃業していくような社会ですので、そこら辺は真剣に考えていただきたいと、そのように思い、またチャンスがあればこの問題は町長にまたぶつけていきたいと思っておりますけれど、ぜひそれまでに町長も何か新しいアイデアがあったら、ぜひ上げて実行していただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

最後に、町長の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長

町長。

○町長（斉藤純雄君）

議員と同じ思いであるというのは、議員さんもいろいろわかっていただけているかと思しますので、今後いろんな機会ですうい話をしていきたいと思ひます。

ただ、産業として雇用が十分確保される、そういう産業づくりというのはなかなかアイデアとかそういうものだけでは確立はしないのかなという部分もありますので、これからも協議させていただきたいと思ひます。

**○議 長**

続いて、発言順位2番、小松正年議員。

小松議員。

**○8番（小松正年君）**

第3回定例会におきまして、議長より発言のお許しをいただきましたので、1点、工事請負契約の前金払い制度、中間前払い制度拡充についてを町長にお伺ひいたします。

土木建設業の経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

請負金額の4割を前金払いとして、また2割を中間前金払い制度として全国に導入され、事業所の資金調達を支援し、資材費や労務費に充てることにより、工事の品質確保、担い手の中長期的な育成や災害対応を含む地域維持の確保につながると考えるが、現状と拡充の考えがあるか、町長にお伺ひいたします。

一つ目としては、浦臼町の現状、二つ目に前金払いの限度額を上げる、または請負金額500万円以上の金額を下げる考えはないか。

三つ目として、中間前金払い制度を設ける考えはないか、以上をお伺ひいたします。

**○議 長**

答弁願ひます。

馬狩課長。

**○建設課長（馬狩範一君）**

小松議員のご質問にお答えいたします。

1点目の浦臼町の現状につきまして説明申し上げます。

工事請負金額の前払金は500万円以上の工事で請負金額の40%、3,000万円を上限としております。

また、中間前払金制度につきましては導入しておりません。

当町の前払金制度の実績は、平成29年度で130万円以上の入札工事が17件ございました。うち500万円を越す建設工事は8件あり、7件の前払金申請を受理しており、上限額3,000万円を越す工事は1件ございました。

今年度におきましては、8月末現在で21件の入札工事、うち500万円以上は7件、1件の前払金申請を受理しており、上限額を越す工事については今のところございません。

2点目の前払金の限度額の引き上げ、対象工事金額の引き下げ、3点目の

中間前払金制度の導入につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の運用に関する指針が示されたことから、元請業者の資金調達の円滑化を図るため、規程の改正及び導入に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○議 長

再質問ありますか。

小松議員。

#### ○8番（小松正年君）

それでは、再質問させていただきたいと思いますが、今回の参考資料として4ページほどにわたって参考資料をつけさせていただいております。

1ページ目が、拡充導入の状況ということで、全道のこの制度についての状況を載せてあります。

北海道は極端にこの制度を導入しているところが少ないです。

これ、どっちが正確なのですか。前払金なのか前金払いなのか、今ちょっと前金払いと言わせてもらいますが、前金払いの一律4割、それと限度額を設けないという、そういった市町村が8割、北海道の中でもあります。

それと、中間の前金制度についての導入については非常に少なく、北海道は全国でいうと29%ぐらい、3割程度しか導入されているところがないと資料では載せてあります。

2枚目の資料の中には、この北海道内の制度導入状況ということで、179市町村の状況が資料として載せてありますが、空知管内の振興局単位なのですけれども、空知管内におきましては、半分ぐらいがこの制度を導入している。

浦臼町については、先ほど説明がございましたように、上限が3,000万円、それから中間払いについてはやっていないと。それから請負金額については500万円以上ということでございます。

これは全道的に見ても非常に低いレベルだなという印象を受けます。

せめて、雨竜町のように制限を設けない、あるいは請負の上限金額を300万円程度にという、そこら辺が近隣についても妥当なところではないのかなと考えているところでございます。

これは資料なので、見ていただきたいと思います。

3枚目、4枚目については、導入状況については、北海道については非常に少ないよという資料になってございますけれども、私がここで申し上げたいのは、この制度導入の大きなきっかけというか、ふえた原因は改正品確法というのが平成27年度に施行されております。

これは詳しく知っていると思うのですけれど、この制度の趣旨、これは要するにダンピングの受注だとか、そういった行き過ぎた競争価格、それを防ぎましようだとか、それから現場担い手の人手不足、若い人の有職者をふやさうだとか、それから地域維持の管理体制、そういったものを今後維持して

いこうとかといういろんなそういった目的でこの品確法を新たに改正された  
となっていると思います。

今回、北海道、災害の年でございます、もう河川の氾濫から始まりまし  
て、それから先ほどの台風 21 号の暴風雨、それからこの間の地震、停電と  
本当に浦臼町においてもかなりの自然災害が頻繁に発生している状況にあり  
ます。

この中であって、本当に地元の業者、この業者たちが浦臼町にだんだん数  
が少なくなっているのは現実にあるのですけれど、これもこのような状態が  
続いて、なくなったり、その業者がやめていくというようなことになると、  
今後そういう防災に関する危機感というか、そういったものを非常に懸念す  
るところなのです。

そういった意味からも、この業者の育成という部分で、町の一定の協力を  
考えていただきたいなと私は考えているところなのでございます。

その一つがこの制度の導入を拡充してもらいたいと。これは浦臼町の工期、  
90 日なのか 60 日かちょっとわからないですけれど、長い工期になると、  
前金がないと労務費の支払い、そういった資材の購入、そういったものが大  
変きつくなって、資金調達に対するコストがかかります。

そういった部分を軽減することがやはり浦臼町の将来のために、安全・安  
心につながる一つの部分かなと考えておりますので、そこら辺の部分、町長  
にお伺いしたいのですけれど、積極的に取り組んでまいりますということは、  
官庁文学でいうとやりませんということなのか、それとも本当に真剣に取り  
組んでいただけるか、そこら辺の答弁をお願いいたします。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

今、小松議員の質問の中にもありましたように、この制度をつくったとき  
以上に、この制度の中身が大変中小企業等々に重要なことになってきている  
時代だという認識をしております。

資料を見ても、空知の中でうちの 3,000 万円、それから事業費 500  
万円というのは下ではないですけれども、全道から見るとやはり上限を撤廃  
しているところが多いということもありますので、新年度に向けて企業が生  
き残れるように行政として最大限支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○議 長

続いて、発言順位 3 番、静川広巳議員。

静川議員。

○6 番（静川広巳君）

それでは、平成 30 年第 3 回定例会におきまして、議長のお許しをいただ

きましたので、質問をさせていただきたいと思います。

町長に3点、教育長に1点の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、これは町長と教育長に質問に当たります。

坂本龍馬が消えるということでございます。

高校の歴史教科書から坂本龍馬が消えるかもしれないと。昨年11月に高校と大学の歴史教育の専門家らが示した精選案に歴史授業での暗記偏重の克服を目指すため、歴史的思考力育成型科目への転換を図るため、歴史基礎用語を日本史、世界史との現行の半分となる1,600語を選択し公表した。

この半分に減らされた用語に坂本龍馬の歴史が外されたのであります。この団体は教科書の作成のアドバイザー的と判断していますが、我が町は坂本龍馬ゆかりの地であること、坂本龍馬での一つのまちづくりをしていることを考えると、今回の件についてどのように感じておられるか町長と教育長にお伺いをいたしたいと思います。

続きまして、町長に1点です。寄贈絵画の活用について。

平成29年度中までに町に寄贈されております絵画がおよそ160点ほどだと思っております。

現在、地方での展覧、展示をしております。また町でも何度か展示をしましたが、全作品ではありません。町民の方々にも貴重な絵画を伝えるべきと考えております。

そこで、町のカレンダーに活用してはとありますが、いかがでしょうか。

続きまして、3点目、町長にでございます。ハンターの育成についてであります。

有害鳥獣対策、ジビエd eそらち事業が協議されているところですが、これらの事業を成功させるために、ハンターの育成をするために専門のハンターの育成、専門のハンターを雇用してはどうか。

また、これを踏まえ、浦臼射撃場の整備を町としてもかかわっていくことはどうかをお伺いいたしたいと思います。

以上です。

#### ○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

議員の質問の件は承知をしております。坂本龍馬が江戸から明治への日本の新たな夜明けを迎えるために極めて多くの功績を上げられた歴史的な事実は永遠に変わることはなく、次代を担う若者にもしっかりと伝え、理解をしてほしいという意味からも、私としては教科書から坂本龍馬の名を消してほしくないとの思いが強くなります。

しかしながら、高校生の学ぶ内容や覚える単語数が極端にふえている現状も理解できる場所であり、今後専門家が判断なされることと思っておりますが、

本町の龍馬ゆかりの地としては、これまでどおり町の開拓期の貴重な歴史的つながりを守りながらまちづくりを進め、これまで以上に広く発信をして、観光人口や交流人口の増加につなげていければと考えております。

2点目のご質問です。

現在町が所有する絵画は、平成11年に佐藤博氏から寄贈されたものが106点、町が王子江氏に制作依頼したものが1点、平成28年と29年に2名の方から寄贈されたものが31点の合計138点となっております。

平成11年には、行政センター集会室で、平成12年、平成13年にはあかねホールにおいて絵画展を開催するなど、町内での開催は平成25年が最後となっており、平成28年には札幌市と岩見沢市、平成30年には洞爺湖町で作品を貸し出し、絵画展が開催をされております。

貴重な作品を多くの町民の方々に見ていただき、PRをしたいという思いは議員同様でありますので、小規模であっても、実物を鑑賞できる絵画展の開催等をふやしたいと考えております。

また、カレンダーも含め、写真のデータ化等により町民の目に触れる機会をふやすことについても、今後検討したいと考えております。

3点目、ハンターの育成についてのご質問ですが、鳥獣捕獲を促進し、本事業を成功させるためには、専属ハンターの確保やハンターの育成など捕獲体制の強化の必要性については議員同様の思いであります。

事業の本格稼働に向けて、地域おこし協力隊としてハンター募集を行うなど専属ハンターの確保に努め、あわせてライフル射撃場を活用して射撃技術の向上を図り、捕獲体制を強化してまいります。

ライフル射撃場の整備に関しましても、町内企業の振興策として制定いたしました浦臼町中小企業振興条例に基づく施設整備への支援やソフト事業なども組み合わせながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

## ○議 長

浅岡教育長。

## ○教育長（浅岡哲男君）

6番、静川議員の1点目の坂本龍馬が消えるというご質問にお答えいたします。

議員のご質問は、高等学校教科書改訂に伴うものであり、文部科学省では、先月、高等学校教科用図書検討基準案等に関するパブリックコメントを実施したところでございます。

この案の中では、各教科共通の条件に「知識および技能の活用、思考力、判断力、表現力等および学びに向かう力、人間性等の発揮により、資質・能力の育成に向けた生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習および指導ができるよう適切な配慮がされていること」と明記され、歴史総合が新設となり、社会的事象の歴史的な見方・考え方や資料の取り扱いに関する基本的な技能を活用し、生徒が資料から課題を見出し、みずから学習を深め



ることができるように項目が設定され、案の中で示された資料については、すべてを取り上げ、活用できるよう配慮することを求められております。

このことが、坂本龍馬の記述がなくなるとの新聞報道だったと思います。

前段で述べたとおり、現時点では新学習指導要領は示されておりませんが、教科書検定、採択もこれからでございます。

現段階でお答えすることは微妙かと思いますが、本町は坂本龍馬の家督を継いだ末裔や龍馬のおい直寛など多くの志を継いだ人たちの入植があり、坂本龍馬ゆかりの地として、教育行政執行方針や各種計画に掲げ、町おこし、ふるさと教育を推し進めているところから、高等学校の教科書からの記述がなくなるとするならば、坂本龍馬が明治維新にかかわる薩長同盟での重要な役割を果たした功績が薄らぐことは非常に残念な気持ちでおります。

中学校学習指導要領では、歴史の部分は変わっておりません。教科書検定は本年度ですが、今までどおりの扱いで坂本龍馬の記述は出版社の裁量にもかかわりますが、変わらぬものと思っております。

浦臼町と坂本龍馬のかかわりについては、これまでの町おこし、まちづくり、ふるさと教育は変わらぬもので、龍馬の偉業についても何ら変わるものでなく、しっかり伝承してまいります。

以上でございます。

#### ○議 長

静川議員、1件目についての再質問ありますか。

静川議員。

#### ○6番（静川広巳君）

うちの町もそうですけれども、高知県が本家本元でしょうけれども、こういう問題が去年の11月に出ているのですけれども、この団体がことしの3月に提言を出すということであっております。

その中身が最終的にはこの団体が教科書を決めるわけではないのですが、最終的には入れる、入れないは別として、そこはどうかという問題はそこの人方が考えなさいみたいな提言になっております。

結局、これは最終的に日本国じゅう、もしかしたら歴史を知っている人と知らない人が出てくる可能性があるわけで、こういうことが本来学校教育でいかどうかという問題につながっていくのではないかと私はちょっと思っています。

こういったものが当然歴史学者は必要あるとか必要ないとかという話をするでしょうけれども、やはり今までの歴史を考えたときに一つの人間のロマンとして、こういうのはやっぱり載せていくべきだろうと私は思っています。

できれば、本当は浦臼町もこういう問題が出たとき、載せては困るのではなくて、こういうことに関してのぜひコメントを私、浦臼町として出していただきたいと思っています。

新聞紙上なり何なり、こういう問題が出て、浦臼町としてはこうではないかというコメントを私は出してほしいなと思っていますので、そういったも

のも含めて、今後、なくなったらどうしますという問題も含めて、これが例えば、では、もし教科書から消えたら、うちの町だけは坂本龍馬の勉強を例えば学校教育の副読本みたいなものをつくってやるとか、そういった部分をするのかどうかわかりませんが、もし本当に消えてしまったら、ちょっとどうするのかという話をお聞きいたしたいと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

実際、そうなった場合の対応ということでありまして、行政ができることというのはそんなに多くはなくて、今言われたように、そういった決定をする前に少しアピールをして、何とか変更してもらおうというようなことかなと思っていますけれども、教科書以外にもいろんな書籍等々が出ておりますし、すべて次の人、若い人たちがそれを知らなくなるということではないと思っておりますし、うちの町においては今以上にいろんな資料を集めながら、展示しながら、坂本龍馬ゆかりの地を守っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

教育委員会としましては、もしなくなったらという考え方、今義務教育の中では考えておりませんでした。

今の改訂におきましても、向こう10年は残るという考え方でおりますので、正直そういう考え方はしておりません。

ただ、それ以外にも浦臼町と龍馬ゆかりの人たちの関係については伝承していておりますし、それは何ら変わるものではないという気持ちであります。

こんなことでよろしいでしょうか。

○議 長

再々質問よろしいですか。

そうしたら、2件目について再質問ありますか。

そうしたら、3件目について。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

ハンターの育成なのですが、ジビエd e そらちもそうなのですが、ハンターというのはやはりなかなか猟友会全般にもうハンターの方々がなかなかいろんなことをやるというのは大変だろうと思っています。

実は、猟友会の方々ともちょっとお話をしたのですが、こういったハンターの専門の方も1人雇って、猟友会の中でもそういった指導的な部分も含めてどうだという話をしたら、いや、それはやっぱり必要だろうという話も実

はいただいております。

この専門のハンターを常時雇うこと、そしてそのハンターが何をするか、これは当然ジビエ de そらちのジビエのシカを撃ったときに、使える肉なのか、使えない肉なのかというのも判断できる、そういった部分でどうしてもこういったことは必要だろうと思っております。

そういった部分では、やっぱりしっかりと専門のハンターを雇ってやればスムーズに行くのかなという気もしておりますし、やっぱり空知管内、コンソーシアムの中でも連携をとっていますけれども、どここの猟友会なりそういったところで駆除があるといういろんな情報が出ますから、そういったときには今後ジビエ de 事業をやるときは用意するという解体車2台、必要としていますけれども、それを派遣できる指導などもそういった方が専属におればできるのではないかと思いますので、そういう部分でハンターの育成については真剣に考えることが必要かと思っておりますので、そういった部分を肉の判断を含めてどうかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

ジビエ事業については、今いろいろと地域とのきょう、夜、お話を聞いてくれるということで、もう一度お話をさせていただく予定であります。

また、この事業を成功させるところは、やっぱりこういうシカをどう撃つか、そしてまたそれが使える肉になるのかということところが非常に重要な部分でありますので、いろんな地域で地域おこし協力隊の仕事をピンポイントでハンターというところもありますので、うちの方もこの事業の成功、さらにはシカの駆除を進める上でもしっかりとそこら辺はやっていこうと今担当とも話しているところであります。

以上です。

○議 長

この件について、再々質問ありますか。

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議 長

予定時間前でありますけれども、全員そろっておりますので、会議を再開いたします。

一般質問、発言順位4番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

平成30年第3回定例会におきまして、町長に3点の質問をいたします。

まず、1点目であります。障害者の雇用対策について。

障害者が地域の一員としてともに生活できる共生社会の実現のためにすべての事業主には法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

30年4月1日から地方公共団体には2.5%という法定雇用率が課せられていますが、本町の町職員の障害者雇用の実態は法定雇用率を達成していますか。

また、今後も法律の趣旨を理解し、障害者との共生社会づくりに役場みずからが率先して取り組んでいく必要があると考えますが、いかがですか。

2点目であります。空き家対策から住宅問題を考える。

浦臼町では、25年4月1日に空き家等の適正管理に関する条例が施行され、それとともに住宅リフォーム等補助金の新設で、市街地はかなり古い住宅の解体が進み、景観はよくなってきたと思いますが、農村部ではまだ危険家屋が残され、去年の大雪で半壊以上の状態となっている古い家屋がふえている感覚があります。

つぶれた廃屋は農村の景観を著しく損ねるだけでなく、野生動物のすみかとなったり、廃材が飛散したりと地域住民に悪い影響を与えています。

前述の条例で空き家の所有者に対して必要な措置について助言や指導、次の段階では勧告や命令を行い、最終的には命令に従わない者の住所氏名の公表を経て、行政代執行によってみずからが必要な措置を行うことができるようになっていますが、その実行に至るまでの期間や基準などが示されていないため、実効性に欠けた条例になっていると思います。

1、空き家及び危険家屋の実態調査を行い、現状の正確な把握が必要ではないでしょうか。

2、所有者が不明や死亡で連絡がつかない場合、所有権を放棄した場合も考えられると思いますが、その場合の対処法はどうなっていますか。

3、指導から勧告、命令に至るまでの猶予期間などを設定し、住宅リフォーム補助金の利用条件を緩和して、なるべく期間内の対処を促すようにしてはいかがでしょうか。

住宅リフォーム等補助金は、住環境の向上、空き家の再活用、町内経済の活性化を目的とするものでありますから、なるべく多くの町民に利用してもらうことで、その目的を果たすと考えますが、その執行率は余り高くないと思います。

特に、町内業者を利用することで活用できる唯一の補助金ですので、利用条件を緩和することで地域経済が活性化するという観点を重視したいと思います。

1、補助金の上限を半額補助の50万円とする。50万円に達するまで何回使ってもよいとすれば、窓をペアガラスにかえるだけのリフォームなどの軽微な改築にも使いやすいし、半額補助なら町内業者を利用するのではないのでしょうか。これは提案であります。

2、補助対象者の所得による制限をなくして、だれでも使える補助金とする。

3、町外在住者でも一定の条件をつけて補助対象者とする。例えば空き家の所有者だったら除去工事に使ったり、空き家をリノベーションしてから町内に住みたいという人や商売をしたいと考える人にも利用できるようにしてはいかがでしょうか。

最後の質問になります。浦臼町公共施設等総合管理計画の策定を。

少子高齢化、人口減少が進む中、本町のような財政力の乏しい自治体では、今後老朽化した公共施設の維持管理や更新が大きな財政負担となつてのしかかってくるのは目に見えています。

人口の構成も変わってきて、町民のニーズも多様化する時代、町民にとって必要な公共施設をどう管理していくかは行政の手腕にかかっていると私は思います。

総務省がすべての自治体に要請している公共施設等総合管理計画の策定を急ぐべきと考えますが、いかがですか。

インフラはもちろん、災害時の避難所やコミュニティー施設の老朽化の問題もあります。

公営住宅の建てかえから外れた古い住宅は今後どのように管理していくのでしょうか。

農産加工研究センターの老朽化の問題など過去に私が取り上げた公共施設の今後の管理計画を一元化して示し、町民への公表を強く望むものであります。

以上です。

#### ○議 長

答弁願います。

河本課長。

#### ○総務課長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

法定雇用率につきましては、毎年ハローワークに雇用状況を報告することになっており、本年6月1日現在の町長部局の職員数が49人で、その2.5%につきましては1.225人となりますが、小数点以下切り捨てとなりますので、1人が条件となり、本町につきましては法定雇用率を達成しておりますが、将来にわたっては達成するための何らかの手だてが必要になると考えてございます。

共生社会の実現につきましては、議員ご指摘のとおりでございますので、浦臼町障害者計画、また浦臼町障害者福祉計画に基づき、啓発等も含め積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目のご質問ですが、実態調査につきましては、過去に行った調査から数年が経過しておりますので、状況が変わっていると思われまので、一度正確な数字を出すため実施をいたしたいと思っております。

所有者が不明や死亡の場合につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行によりまして、土地建物登記簿、戸籍、住民票、周辺住民からの情報収集に加え、固定資産税情報等の利用が可能になりましたことから、それらを活用して所有者や相続人を特定することとなります。

また、相続を放棄した場合につきましては、民法第940条の規定により、ほかに相続人がいる場合は、その相続人が建物の管理を始めるまで、相続放棄する者が財産管理義務を負うこととなり、相続人がいない場合につきましては、相続財産自体が法人化することになり、家庭裁判所に相続財産の管理人の選任を請求することとなります。

また、所有者が不明の場合、民法697条で規定する事務管理の実施も対策の一つとして可能と考えられるところでございます。

空き家条例の運用につきましては、改善指導は数件の実施をしておりますが、勧告や命令につきましては実施に至ってございません。

本町のような小規模自治体にあつては、住民と行政がより近い関係にあるため、代執行等を用いた義務の履行確保に消極的になる傾向があると思われませんが、住宅リフォーム等補助金の活用を促すなど、所有者と連絡をとり、適切な対応をしていきたいと考えております。

次に、住宅リフォーム等補助金についてでございますが、使いやすいものであることも重要でございますけれども、公費を投入しているという観点も重要でありますので、補助金の上限額と所得制限につきましては、他の自治体の実施内容等も参考にしながら、検討したいと考えております。

また、町外在住者につきましても、当初からこの補助金の対象となっております。また事業に利用したい方につきましては、浦臼町中小企業振興条例の助成金をご活用いただきたいと考えてございます。

次に、3点目のご質問にお答えをいたします。

浦臼町公共施設等総合管理計画につきましては、長期的な視点をもって、公共施設の更新や改修、長寿命化を計画的・効率的に行い、財政負担を軽減、平準化するため、また今後の人口動態や住民ニーズを把握し、統廃合や複合化も視野に公共施設等の最適な配置に取り組む基本的な方向性を示すため、平成29年3月に策定しており、町のホームページにも掲載をしているところでございます。

また、公共施設等総合管理計画の個別計画といたしまして、公営住宅につきましては地域住宅計画、橋梁につきましては浦臼町橋梁長寿命化修繕計画、道路舗装につきましては浦臼町舗装個別施設計画がそれぞれ策定済みとなっており、ホームページで公表しておりますが、それ以外の施設に関する個別計画につきましては、平成32年度をめどに策定する予定としてございます。

策定後につきましては、速やかに公表したいと考えてございますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

折坂議員、1件目についての再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、障害者の雇用についての答弁をいただいたところなのですが、この答弁に対して厳しい指摘をさせていただきたいと思いますが、町長は岩見沢市のニュースをごらんになりませんでしたか。

私は何回も見たのですが、雇用契約が障害者を法定雇用率を達成しているという答弁だったので、岩見沢市が不正受給をしていたというニュースの中で、私も初めて知ったのですが、雇用契約が1年以下の臨時職員、嘱託職員は雇用率に算入できないのですよ。算入していますね、浦臼町の場合ね。

障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針では、障害者に対して障害者でない者と均等な機会を与えなければならないとあります。

その嘱託職員という雇用形態は果たして、障害者でない者と均等な機会が与えられていたと言えるでしょうか。

障害者の雇用に当たって、賃金の決定、教育訓練の実施や福利厚生施設の利用、その他の待遇において、正規雇用と明らかに違いがあります。

この嘱託職員というのは非正規雇用です。法律による明確な定義はないと聞いておりますが、有期の労働契約を結んで雇用される非正規雇用のことです。

正規職員でないために、何十年勤めても昇給はありません。組合にも入れません。退職金もありませんよね。

障害者であっても、その方にしかできない仕事、能力を持たれる方はたくさんいらっしゃいます。

その能力は正当に評価されてしかるべきものと私は思いますが、町長は総務課の経験は長かったですよね。

その考え方について、よくおわかりかと思いますが、明確な答弁を願います。

障害者の自立支援の目的もあるのですよ。障害者がきちんと普通の生活をしていけるために正規雇用しなければならないのです。認識についてお伺いをいたします。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

今のおっしゃっていることはそのとおりだと認識をしておりますけれども、うちの役場の場合、そういった形で障害者を嘱託とか臨時で長くその条件で雇用したという事実はありません。

今1名いる方は準職員とって、ほぼすべて職員と同じ待遇の方でありますので、その点については法定のこの雇用率を満たしているという答えになるかと思えますし、今までうちの町でそういった不平等な扱いを障害者にしたという記録はないと思っております。

以上です。

○議長

再々質問。

○5番（折坂美鈴君）

準職員なので、職員と変わらない条件で雇っているとおっしゃいましたけれど、そこをしっかりと確認していただきたいですね。本当でしょうか。課長の答弁必要ですかね。条件同じですか、正職員と。

[Redacted text block]

閉鎖的ともいえるこの役場の体質改善を私は強く求めたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。



岩見沢市の事例をおっしゃってございましたけれども、まず1人という雇用条件ですね、これにつきましてはハローワークへの報告の際に、ちゃんとハローワークに報告しております、一定の勤務時間を達成していれば正職員と臨時職員、それは問わないことになっております。

ですから、もし岩見沢市の事例が臨時職員の勤務時間が短いとすれば1人分ではカウントできないということなのかなと、ちょっと今正確な部分はわかりませんが、そのようなことで私どもの雇用率、これにつきましてはハローワークに確認済みとなっております。

それから、障害者だからということをおっしゃいましたけれども、うちの準職員は障害者以外にも準職員というのがありまして、私としては障害者だからということで差別だとか特別な扱いをしているというような認識はございません。

それから、勤務条件ですね、一応準職員ということで、私どもと同じ共済組合と退職手当組合に加入をしております、ただ今は定年によって社会保険、準職員である間は共済組合、それから退職手当組合に加入していますので、退職手当につきましては支給をされております。

履歴書につきましては、総務課につきましては臨時職員等を雇用する場合に担当が庶務係になります。金銭が絡むことですから、財政係の合議となります。

ですから、庶務係、あるいは財政係の職員は決裁が回ってきて、それに押印するために企画統計係以外の職員については全ての職員がその履歴書等を見ることになってございます。以上でございます。

#### ○議 長

1 件目の再々質問は終了といたします。

2 件目について再質問ありますか。

折坂議員。

#### ○5 番（折坂美鈴君）

空き家対策から住宅問題を考えるという質問なのですが、急速な人口減少の時代、空き家対策はどの自治体でも頭の痛い問題となっております。

まずは、正確な実態の把握をしていただきたいということで、これは実施するというお答えでよろしいかと思っております。

所有者が不明の場合の法的にどうかというお答えをいただいて、とても難しい答弁だったのでございますけれども、要するに相続人がいない場合はその相続財産自体が法人化するわけですから、結局相続財産の管理人の選任ということになると理解しますと、例えばこの管理人を町内会が所有できるとしては、そういう条例をつくってはどうかでしょうか。

そういうふうに行っているところはなかったでしょうかと思うのですが、町内会がその空き家を所有して、それを除却した場合は住宅リフォーム補助金が使えらるようにして、町内会自身がそれをやるとすれば、労賃として例えば農地水とかの多面的機能保全の補助金でしたか、そういうものが当たるよ

うにするとか、何か仕組みづくりができないかなと私は考えております。

とにかく、どうすれば勧告までいかなくても対処ができるのかというところの条例をもう少し変えていただきたいかなと考えております。

町外の所有者も半額の補助を受けられるというのは、これは住宅リフォームの補助金の方ですね。これは最初からそうなっているよということだったのですが、条例をちょっと見たのですが、ちょっと理解できていなかった私のミスですけれども、それ町民の皆さんに周知できているのかなと思ひまして、今まで町外の方で除却にその補助金を使われた方はいらっしゃるのでしょうかね。そういう質問です。

それから、除却のみ使えるとなっていたと思うのですけれども、私が提案するのは、例えば町外に住んでいる方で、浦臼町に住みたいよと思っている方、将来。空き家を購入してそこをリノベーションして住みたいという方が使えるようにとは現在はなっていないのでしょうかね。

その部分使いやすいうように変えたらどうかという提案をしてみました。

それから、住宅リフォーム補助金、これを使いやすいうようにしてほしいという提案なのですけれども、公費を投入しているのだよという、そういう観点も重要だよという答弁だったのですが、先ほど小松議員もおっしゃっていたように、地元の土木建築業者の厳しい状況というのもご指摘もありましたので、ここの町内業者の活性化ということを重きにすると、この住宅リフォームというのはすごくいいものだと思います。

新十津川町の議会だよりでこれを見たのですけれど、50万円上限でありまして、その担当課長のインタビューか何かあったのですが、すごく地元業者が潤っているよという、そういう答弁があったのですよね。

ぜひこの観点で進めていただきたいと私は考えております。

実績から考えてみたのですけれども、この事業は25年から取り組んでいますが、最初の補助額は20万円だったのですよね。

この金額だと、町内の業者さんは割高なので、補助金をもらっても町外の業者を使うわと、そういう人が結構いたので、利用件数というのが余り多くなかったように思います。

25年から10件、26年度11件、27年には6件と減っていったのですね。

この27年の利用の中身は、解体工事が4件で、リフォームが2件というよりも解体工事が上回ったのですね。

皆さん、この補助金を余り使わなくなったということもありだと思ひのですが、28年からは補助金を30万円に上げたのですよね、上限を。

27年の交付額111万5,000円から28年は365万9,000円に一気に上がりました。

リフォーム工数の件数もふえて、内容も太陽光パネル設置工事や外壁改修工事、ボイラーの取りかえというように多岐にわたったということですよ。

解体だけでなく、こういうことにもどんどん使い始めたという状況が見え

てきます。

町内経済の活性化の意義というのは大変大きいと考えますが、そのためにどうしたら皆さんがこの補助金を使うようになるかなと考えたときに、だれもが使えるようにするのが一番だと思いました。

補助額を上げて、その金額を上限として何度でも使えるようにすれば、今までこの補助金を使った人に対しても公平になります。何度でも使えるから。また使えるから。

大きな改修工事をしたい人は一気に使えばいいし、本当にちょっとした改修でも使えるのだったら何回でもやりますよね。そういう効果があると思います。

町内業者も潤うし、使った人も何回でも使えるんだ、うれしいわと、みんなが笑顔になる、こういう補助金をぜひ新設してほしいなと考えました。

総務常任委員会の視察の中で、中川町を調査した、この考察を見ていただけたでしょうか。

浦臼町と同じような人口規模であるのですけれども、同じく人口減少に悩む自治体ではありました。

でも、町民が自分の町を誇りを持って住み続けられるまちづくりというのも目標として定めて、地道な取り組みを積み重ねていって、Uターン者とか地域おこし協力隊の定着なども見られているという、そういう実態を見てきました。

浦臼町も特別なことをするのではなくて、そういう地道な施策を積み上げていくということが大事ではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

## ○議 長

河本課長。

## ○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問の前段の方について、私の方からお答えをしたいと思います。

空き家の法律ができて、年数が浅いものですから、例えば困難事例であるとか、あと裁判自体も代執行をして、それに対してその代執行は違法だよというような裁判の事例がまだまだ足りないものですから、いろいろ民法等もかかわって、なかなか現状では難しいような状況になっております。

議員がおっしゃいました町内会等で処理するという部分は、私、先ほど民法の事務管理だとか財産自体が法人化するという二つの事例を申し上げましたけれども、手法としてはその空き家を町が買ってしまうという手法もあるのです。

ただ、それは行政が公のお金を使って、それをしているのかという議論も必要だと思いますので、恐らく議員おっしゃったのは、そういう対応をされている。

恐らく、倒壊しているような家であれば、家を買わなくてもいただけると思うのですね。

ただ、その壊す費用については、譲渡をされた以上、町でその費用については出さなければいけない状況でございます。

それから、町外の方の利用ということですが、今までPRが十分だったかというとはなかったのかもしれませんが、一応町外の方で相続人の方が親が住んでいた住宅を壊すという事例もありますし、あるいはリフォームにつきましては、リフォーム後に浦臼町に転入する方、この点につきましては当初から認めております。

ですから、例えば中古住宅を取得すると、それに町では補助を出していますので、中古住宅を取得して補助をいただいて、リフォームをして補助をもらうに二重の補助を受け取ることも制度上可能となっております。

○議 長

補助額の問題。

○総務課長（河本浩昭君）

後段については、町長よりお願いします。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

危険家屋なんですけれども、ことしは大変大雪だったので、昔のエルムソーイングが玄関の前がつぶれていて、非常に危険だということで、うちの方から今の所有者に連絡して、前の方をちゃんとしてもらったという経緯はあります。行政としてはわかる範囲で処理したり、連絡したりをずっとやってきているんですけれども、なかなか相続放棄をどこまで行政がきつめて、兄弟がたくさんいると何番目までは放棄してその後放棄していないのか、いろんなことがあってなかなか行政として難しいものがあるという思いはあります。また、行政代執行というのは結局は税金を使って危険家屋、そういったものをきれいにすることなので、それを行政代執行の前に所有者がしないという、費用負担の問題が大きいかなと思いますし、それで行政代執行でやって町としてその方に費用をもらえないとなると、町がすべてやる、税金を使ってやるというような悪しき慣習といいますか、そういうことがわかっていて、所有者がしなくなるという問題があって、なかなか行政代執行まで進まないというのが現実であります。それから補助金の上限の話ですが、非常によい部分だと思います。そういうことで町の業者も活性化する。それから何か持っている方が新たなことを考えながら、例えば公民館とかいろんなこと、今はやりでありますので、そういうのをやりたいという方にも使ってくれると思いますので、議員の提案については積極的に新年度に向けて考えていきたいと思います。以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

もう1件残っていますけれども、昼食になりますので、午後の再質問にしたいと思います。

昼食のため暫時休憩といたします。

会議の再開は午後 1 時半からといたします。

休憩 午前 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 3 0 分

## ○議 長

会議を再開いたします。

一般質問、折坂議員、3 件目について再質問ありますか。

折坂議員。

## ○5 番（折坂美鈴君）

先ほどの空き家対策の問題の中で、住宅リフォーム補助金についての内容の解釈を私はできていなかったのですが、条例を読み込んだつもりだったのですけれども、町外の方も利用できるというところまで理解が至らなかったもので、ぜひ町外の方も利用できる、どうぞ利用してくださいみたいなこともちゃんと広報によってわかりやすい言葉で書いて、補助金の利用を促す、そういうことも必要なのではないかなと考えました。

次のこの公共施設等総合管理計画の策定なのですけれども、ホームページに載っているよということで、私も見させていただきました。

これもやはりホームページだけではなくて、きちんとこういう計画も町の広報誌によって町民の皆さんに全体が見られるような、そういう形にさせていただきたいし、パブリックコメント、これもいただくような形にしなければいけないのかなと思いました。

私的には、国の総務省のホームページの方から行ったものですから、浦臼町のところをクリックすると、公共施設等総合管理計画のところに行くはずのものが浦臼町だけ行かなかったのですよね。リンクしていなかったのですよ。

それで、浦臼町ではこの計画はまだ立っていないのかなと思ったのでこの質問になりましたし、前の会館の整備の問題のときもこの計画があるのではないかと私は言ったのですが、そのときもあるとおっしゃっていなかったと私は思い込んでしまいました。私のミスです。

それで、ホームページで確認をしたのですけれども、まだ個別の計画については私がイメージしているものと違いまして、個別施設の計画についてのものはなかったのですけれども、私たちはジビエの問題にもなりますけれども、住民との合意形成というものがいかに大事かということを学んだわけですので、ぜひこれから施設累計ごとのになりますか、個別計画というのを 3 2 年までに策定する予定ということですが、この立案とか実現の段階で町民との勉強会とか検討会、こういうものを開催して、皆さんの意見を取り入れた今後の管理計画というのが立てられることを私は望むものなのですけれども、いかがでしょうか。その点において。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

いろんな町には計画がありまして、それをつくるときには検討委員会を立ち上げたり、いろんな方の意見を聞く、必要であればパブコメも実施をするということは今の時代当たり前のことであります。

今、議員ご指摘のように、計画だけをつくれればいいという問題ではないので、やっぱり中身の重要性を考えて、今言われたようなことが必要であると判断したときには当然そういうことを事前にやっていきたいと思っています。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、具体的なことをお聞きしたいと思いますけれども、例えば農林建設の常任委員会で今回調査をいたしました田園空間博物館、これも32年から閉館していて、いずれここはもう申請もないので壊されることになるという調査があったのですけれども、そのことを知っている住民というのはやはり少ないですし、いつ壊されるのだろうか、そういうこともまだ説明も行われていませんので、そのスケジュールは直ちにでも明らかにするべきではないかなと思います。

それで、こういう公共施設を管理していく、これから老朽化していくのだからということになると、どうしても統廃合、要らないものは削っていく、そういうことが往々にして起こるのですけれども、やっぱり必要な施設は直してでも大事に使っていくという観点のもとに、使わないから必要ないということだけはやめてほしいと、きちんと住民の意見を聞いて、これからの計画を立てていただきたいと思うのは、鶴沼の公営住宅を建設するとき古い住宅も残されましたね。

あそこにも住民が暮らしているのですけれども、その人たちも不安に思っている。ここはいずれ壊されるのでしょうか、いつ壊されるとか、そういう計画を明らかにされていないからですよ。

だから、ぼろぼろになるまで私たちここにいななければいけないのだろうかという不安も持っているということも私、住民の声を聞いておりますので、やっぱりいつまで使えるように、こういうふうに直していくよというのをきちんと公表しないといけないし、本人の過失でないものはやはり公営住宅ですから、きちんと修繕していくということをきちんと住民にも説明しなくてはいけないと思います。

まだ将来の話ですけれども、例えばこの公営住宅を町の方に払い下げしてもらって、町で自由に使える住宅にするとか、古くてもいいからペットと一

緒に住める住宅がいいわとおっしゃる方もいらっしゃるので、何か使い道をアイデアを持って考えていただくとか、そういうこともできるのではないかなと考えます。

あと加工研究センターですね、前も質問をしておりますけれども、中身は新しい器具が更新されて、とても使いやすくなっておりますが、使用料が高いということで、ちょっと利用頻度は低くなっているのですけれども、でもこの加工研究センターで今どれだけたくさんの団体が製造免許を取って、自分たちの活動の幅を広げているのだということを調べていただければわかると思いますけれども、そういうふうにご利用されているということもきちんと把握していただいて、必要な施設と認識していただいて、今の状態では農協から建物をお借りをしているという状態が続いていると思うのですけれども、これをいつまで続けるのか、ここのところもきちんと住民に説明が必要だと思います。

あとは避難所の問題ですか。今回の災害で避難所は大切だなということは皆さん認識したし、先ほどの協議会でもありましたけれど、冬場の停電となると、これはどうなるのだろうとみんなそれぞれ認識しましたよね。

その際の避難所というのはやはり暖をとるだけでも少しの人数だけでも集まる場所が必要ではないかと思っておりますので、まだ大きな避難所は何カ所かしか整備されていないようですけれども、それ以外のところでもやはり私は避難所としてきちんと町の管理、責任において整備をしていく必要があるのではないかなと、こういう何点かの具体的な例を挙げて、今後の参考にさせていただきたいと思いましたが、いずれかの考えに何かご意見ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

## ○議 長

齊藤町長。

## ○町長（齊藤純雄君）

ごもったもな意見だと思います。

例えば、田園空間の今の旧鶴沼小学校なのですけれども、もう壁が壊れてきて、前を歩く人にも危ないということで、今休止をしております。

あの中にはいろんな方から寄付をいただいた昔の農機具がたくさんあるのですけれども、一つの種類で10個も20個もあるわけですね。

あそこを閉じたときにそれらをどうするかということで、今町の文化財保存会の方をお願いをして、同じものだからこれはよっこしようとか、これは残しておこうという、そういう作業を今頼んでおります。

それが出てきて、そのものが新たなところに保存できるという状況になれば、地域の方にもそういうお知らせはしていきたいと思っております。

それから、鶴沼の公住と晩生内にも日の出団地という古いがあります。

これらについても住んでいる方の意向を聞きながら、なかなか新しいところに入られると、それだけで住宅料というのが上がりますので、いろんな部分があるのですけれども、入っている人がより不安にならないようなことは

していきたいと思えます。

それから、加工研ですね、御存じのようにうちの施設ではありません。J Aピンの施設として町が借りている施設であります。

ただ、今言われたように非常に多くの団体が近年使っているということもありまして、町でもことし打栓機といいますか、ふたをつけるやつを入れたり、何とかより使いやすさは考えております。

ただ、いつまでそこを使っていいのかとか、新しい施設が必要なのかというのはまだ今具体的に町の方で検討はしておりませんので、今後いろんな使っている方の意見を聞きながら、そういったことも検討していきたいと思えます。

それから、避難所について、本当にこれが冬だったらどうなるのだろうというのは同じ思いでありますし、もう一度ちょっと今の地震が落ちついた段階で総点検して、最低限のもの、電力も11月末まではすべてが復旧しないというような、もう11月になると私たちもストーブをつけますよね。またそれで電気がかかるという状況が目に見えているので、もう一度点検しながら、やれる対策をしたいと思えます。

以上です。

#### ○議 長

続きまして、発言順位5番、牧島良和議員。

牧島議員。

#### ○7番（牧島良和君）

一般質問をいたします。

平成30年第3回定例会に当たって、ジビエ de そらちについて、町長に質問をいたします。

3定まで、今回までの時間の中では直近では鶴沼地区での説明会、また議会にかかわる議員協議会にあつては数回の会議を経て、きょうの定例会、そしてこの質問を起こすわけであります。

こうした時間の経過がありますけれども、いまだに不安要素が多い中にあります。

ハード事業での調査設計も12月10日となっており、まだ時間がかかり、私たちにはその内容が見えておりません。

また、車両の積算についても、さきの会議では予定されている車両価格を大幅に上回るという発言も報告もあったところであります。

こうした中での事業推進は到底無理だと私は当初から申し上げているように、より丁寧な町内説明と事業として成り立つのかを説明を願いたいと思うわけであります。

したがいまして、きょうはその点について何うものであります。

したがいまして、以下項目について説明をいただき、議論を深めていきたいと考えております。

一つ目は、道内にあつての養鹿、言葉は養鹿、私たちが今回のこの事業に



かかわって養鹿という言葉自体も初めて耳にすることでありまして、いわゆるシカを飼うと、飼って1年ぐらいの時間の中で肥育して、あるいは保育して、市場に肉として回すと。

そうした施設がある会社はどこなのか、また年間飼養頭数は何頭になっているのか。

二つ目に、示されたコストスタディー、これもこの事業の中で私どもが初めて耳にした言葉であります。

いわゆる年間の中でどういう収入と費用があるのか、そしてそれは採算ベースに乗り切れるのかどうなのかということのを端的な数字を用いて説明をする。評価しながら読み取るものでありますけれども、町では800頭としてしているわけであります。

さきの定例会で、私は1割の80頭でもやるのかという質問をしました。80頭でもやるということでもありますから、今回は80頭でのいわゆる見やすいコストスタディー、そして800頭目標であるけれども、400頭処理したときのコストスタディー、それぞれは幾らなのか、どういう数字が打ち出されるのかをお聞きしたところであります。

3点目に、減量化施設、これは簡単に言えばシカの肉を皮なり、それから骨なり、内臓を腐敗させて減量化させると、堆肥化にならないまでも減量化させるという施設でありますけれども、これは費用としてどのぐらいの見積もりになるのか。

それから、最後にコンソーシアム規約、コンソーシアムという言葉も今回の事業にかかわって初めて耳にする言葉でありました。

この規約ではオブザーバーの参加を求めることができるとありますけれども、こうした応募が今の時点であるのかどうなのか。

また、いわゆる各市町村でシカの駆除にかかわって市や町、農協、それから道といろんな形での支援がありますけれども、各町村でのコンソーシアムの中でのシカ1頭に対するそうした支援策はどのくらいあるのか、またやっているのか、やっていないのか、どのくらいあるのかということをお伺いをし、内容的に議論をしていきたいと思えます。

以上です。

#### ○議 長

答弁願います。

石原課長。

#### ○産業振興課長（石原正伸君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり本事業の施設設計は検討段階にあり、細かな内容につきましては説明できる状況になく、町民が不安に感じていることも理解するところであり、少しでも早くその不安を払拭できるよう詳細設計を検討しているところでございます。

道内における養鹿施設の実績に関するご質問ですが、北海道が把握してい

まず養鹿施設としまして、道の認証施設に隣接している箇所ですら5社、それ以外の施設として2社、合わせて7社ございます。

施設の飼養頭数につきましては、各事業規模によりさまざまでございます。平均で1,000頭から2,000頭という範囲となっております。

次に、コストスタディーに関する質問ですが、利活用可能な個体の年間受け入れ頭数を80頭とした場合、積算では当期純利益は約757万円の赤字となります。キャッシュフローにつきましても約52万円の赤字となります。

また、400頭の場合では、概算で当期純利益は197万円の赤字となり、キャッシュフローは約508万円の黒字となります。

いずれの試算におきましても、固定経費となります減価償却費の影響が大きいため、経営に必要な計画頭数800頭を確保することが必要であると考えております。

次に、減量化施設の維持管理費に関するご質問ですが、先進地の実績を参考に試算しますと、嘱託職員1名の人件費を含めまして、約年間450万円の管理経費が必要となってくると見込んでございます。

次に、コンソーシアムにおけるオブザーバーの参加については、現時点ではございませんが、今後協議の中で必要となった段階でアドバイスをいただきながら、事業を円滑に推進してまいりたいと考えております。

次に、各市町におけるシカ1頭当たりの支援額に関する質問ですが、国の支援があり、北海道の間接補助として許可捕獲に対し1頭7,000円の補助を受けることができます。

しかしながら、申請に必要な手続きが煩雑であるため、補助を受けずに各市町単独で報奨金を支払っている自治体もあり、空知管内市町の補助金及び報奨金を合わせた支援額については、1頭5,500円から1万2,000円のばらつきがある状況となっております。

本町におきましては、有害鳥獣被害防止対策協議会からエゾシカ緊急捕獲報酬として北海道からの補助金7,000円に町の単独上乗せ分として1,000円を加え、1頭8,000円を支給しており、道補助額の上限を超えた部分や上乗せ部分については、町とピンネ農協で折半し負担をしている状況でございます。

以上でございます。

#### ○議 長

牧島議員、再質問ありますか。

牧島議員。

#### ○7番（牧島良和君）

先ほど申しましたように、この事業にかかわって耳新しい言葉が今ほど述べたように数点あって、私ども自身もその言葉の意味、解釈を含めて、相当時間を要しながらのこの間の時間であったと考えておるところであります。

町は、平成29年3月に有害鳥獣処理加工施設地盤調査業務委託ということで、私どもにいただいているのは平成27年度の地方創生加速化交付金を

用いた概要書としていただいているところであります。

そうしたものの、それから6月定例会以降、新聞報道がいろいろされております。

後からも使うこととなりますけれども、この間の目新しいというか、状況としては道新報道、読売報道、それから農業新聞報道等があります。

それで、この補助金のかかわりにあっては、道が1施設に対して200万円乗せるとか、それから1頭当たり1,000円上乘せるとかというのが新たに今打ち出してきているところでもあります。

それから、こうした北大でのシンポジウムがありましたよと。それでそこでのシンポの中では食肉利用をふやすためには解体のスペシャリストの育成が必要だということも強調されてもいます。

また、エゾシカの利用に対して今後20年間の計画の提言というのがあります。ここでは一般社団法人エゾシカ協会、これは札幌市にあるようなのですが、指導者や研究者でつくる団体であります。

そこでは、この解体事実を総合的に学ぶことができる同協会のシカ捕獲認証制度を活用した人材育成、それから二つ目には検査資格者制度の導入、それからこれは衛生管理をよりの確にするためにそうしたことが今後必要になってくるだろうと。

いずれにしても、その全体の管理をより強めて、安全な、そして安心できる食材の提供をとということであります。

浦臼町の報道もありましたが、そうした報道がされる中で、町の中では定例会があった後、私たち議会は6月に富良野市、それから浦幌町、鹿追町とそれぞれ議会の構成や、それから議会の活性化に向けた勉強、あわせもって富良野市のジビエをやられている業者さんへの視察研修もしてきました。非常に学ぶところが大きかったわけであります。

その後、8月9日にはジビエを中心とした全員協議会があり、それに先立つ7月31日には鶴沼地域での地域限定といいますか、地域を対象にした説明会があったところであり、私たちも参加をさせていただきました。地域の声として大きなものがあると理解をしたところでもあります。

それから、8月28日はこうした地域の方々の要望書として、大きくは地域設定を再度見直していただきたいという要望書が議会にも町にも上がっているのかと思いますけれども、そういう時間の経過にあります。

その後、8月30日には議会での全員協議会でジビエに関するその状況と全体の学習と、そういう時間を経ているわけであります。

この間、3月の段階ではバルナバフーズ、札幌市の業者さんがやるよと言っていたのが撤退をされ、滝川市のアイマトンにかわるという、いわゆる業者選定といいますか、業者さんもかわってくるという状況の中にあって今日を迎えているわけであります。

そこで、私の質問の養鹿施設にかかわる問題で質問を起こしておりますが、これに先立って、議会事務局を通して、全道に何カ所の養鹿施設があるのか、

それからその施設はどこどこでしょうかということをお尋ねをさせてもらっています。

私、この養鹿施設、札的地域につくるときの計画、27年度に地方創生でつくったビジョンの計画の中でも札的地域が出ているわけですがけれども、この時点でも養鹿施設はあったのですよね。

それで、その折には私どもは多分町に対してコンサルタントの会社は養鹿施設を組み立てた方がより安定的に経営できるから、その方がいいでしょうと、多分そういうことだったと思うのですよね。

ただ、私、養鹿施設が本当にその地域に立地させることがベターなのかどうなのか、その視点で私、疑問を持ったのです。

議会の中でも、先般の会議の中では、雪の多いところで何でだという話が出ました。

それで、その前にコンソーシアムのかかわりでぜひ数字を出してほしいと言ったときに、その会議の中を見て、私はそのところを中心に議論したいなど、コストスタディーがどうなのと、このところで議論したいと思っていたところ、場所の問題が中心だったのだけれども、養鹿の問題も議員からも発言がありました。私はいい視点だなと思ったのですよね。

僕は、かねて養鹿がどうなのかというのはすごく疑問に思っていたの。コンサルタントが養鹿した方が安定だというけれど、浦臼町は雪が多いのに養鹿が可能なのかと、こういうことなのですよね。

それで、地域の皆さん方からは今回場所選定に当たって、地域の説明会でも、それから担当からも町からも養鹿施設を視野に入れたものとして場所の最終選考をしましたと、こう言っているわけですよ。

それで、私がこの会議の前段、定例会の前段、事務局を通じてお聞きしたところでは、いわゆる知床エゾシカファーム、阿寒グリーンファームを含めて6カ所出てきたわけです。ほか観光農場的なところもあります。

それで、電話したのです、私ね。NTTに局番確認してね。私が聞くと警戒して答えてくれないところもありましたけれども、答えてくれました。

それで、およそ数字は何センチというのは言ってくれました。総じて雪が少ないのです。

私、それ以上にもっと正確なものがないかなと思って調べたのですよね。

そうしたら、道内垂直積雪量、これ建築か何かでは使うのでしょうか。建物がどれだけの雪に対して耐え得るかというときに多分使うのだと思うのですよね。

それで、これもそういう文言、道内垂直積雪量、これそのまま一生懸命たどたどしくグーグル先生に入れたら出てきましたね。

それで、道内の各市町村出ているのです。それで浦臼町は160センチなのですね。

それで、私が調べた知床エゾシカファームでは100センチ、阿寒グリーンファームでは100センチ、サロベツベニソン、ここは豊富町です。初め

は斜里町、次は阿寒町、それで今は豊富町が130センチ、それから新得町のドリームヒル・トムラウシ、ここは130センチ、ユック、根室市、ここでは70センチ、それからウタリ共同養鹿加工組合、新ひだか町、ここは60センチです。

ですから、雪の少ないところでないと養鹿はだめなのですよ。

それをうちの町では養鹿も前提に場所選定の地域の説明会でいろいろ議論してカウントした結果、鶴沼にしたのだと。その中には養鹿の点数も入って、それで鶴沼地域ですよとしているのですよね。

ですから、僕は根底から崩れるのさ。この説明した一部分の場所を選定した理由が。

だったら、もっと議論のし直しは前提にあるのではないですかということを私は言いたいのですよね。

これから時期があっても養鹿やるのだというなら、将来的にやるのだというのなら、それはそれでわかる話。いや、聞いたのだわ、雪の多いところどうするのですかと。ことしは雪が多かったですって、日高町。ビニールハウスがつぶれちゃった。

今言った数字も基点とする場所があるから山ろく地域に行けばまだ多いかもしれない。

だけど、いずれにしても、そういうふうに雪の少ないところで養鹿をやるというのがやっぱりコストの上でも一番いいとしていることなのさ。

だから、地域の人たちも、何で鶴沼がと言ったときに、こういうカウントをしてやったというのが、やっぱりそもそも矛盾が出てくるのですよね。町側の説明として。やっぱり丁寧でない。

だから、私からすれば場所選定については仕切り直ししなさいと言わざるを得ないのですよね。

そう私は思うのです。この点についてどう考えますかということで、まず1点、再度お尋ねをいたします。

それから、私は二つ目にコストスタディー、いわゆる800頭で町はコンサルタントの指導を受けて、初め1,000頭でいいと言ったのね。府県の数字だから1,000頭、ニホンジカは体が小さい、エゾシカは体が大きいから肉余計とれるから800頭で採算間に合うということで今800頭にしている。

傍聴されている皆さん方も、何で1,000頭だったのが800頭かわからない。

そういうことを説明していただきました。ああ、そうかなと思って、私も思いましたけれども、800頭で採算ベースに乗せられるとしたものを、先般の質問で1割80頭でもやると。いわゆるバルナバさんからアイマトンにかわって、なおかつやるのだけれども、すみ分けも前回の会議のときに、するから大丈夫だよと言われました。

だけど、今回答弁いただいた内容について見てみるとそのとおりに私コス

トスタディーを求めた。

正直に出してもらったなと思います。もっと正直に出してもらいたいと思うことは、議会にも出してもらったように、収入から支出から固定資産から税金から、そういう数字を本当は打ってほしい。

これは答えになつたらんといえ、私、なっていない話なんだ。私の要望からすればね。私、わからないもの、これね。どんな数字を積み上げてこういう数字になったかというのがわからない。

だから、それはそれでまた後学の時間でいただきたいけれども、言っているのは赤字が出るということが間違いないという数字でしょう。80頭では。

半分の400頭でもキャッシュフローでは黒字化というか数字は出てくるけれども、経営的には赤字だと言っているのでしょうか。それ何年続くのですか。800頭をいつの時点で到達させるのですか。10年かけて、2年目から800頭集めるといいますか。

今までの議論では、コンソーシアムの議論を経ていろいろやっても、すぐには800頭にならないと。

だけど、80頭、10分の1でもやるかと言ったらやると言ったから、その数字を今回出してもらった。赤字の経営でしょう、単年度。

しかも、来年10月から動いても、これは町1年間の動きで会計年度まであそこまでは町が動かさなければいけないね。

その次の年から、多分、どういう受託関係になるかは別にしても組み立てるわけだ。

そこから80頭が2年続くのか3年続くのか。単年度で757万円赤字になります、こう言っているのです。2年続いたら1,400万円。

議会の中でもあるのだ、議論。雇用の場所がふえるからいい。人がふえます、働く人が。当初の計画でも7人、途中から5人になって、そして今出てきたキャッシュフローの数字では、2人常雇いであとパートというのでしょうか。

人件費をどうやって落とすかという工夫の跡が見られるなどは思うのだけれども、いずれにしても80頭や400頭では経営がペイしないわけですよ。

赤字をそこに町は補てんしていくのですか。バルナバさんとの持ち分でもって赤字を負担することになるのですかということなのですよ。このところをどうしましょうか。

赤字は出るのだけれども、やるという前提の町としての訴えが町民に響かない限り、いいですとはならないですよ、これね。その見通しですよ。それをどうお答えになるのか。これ2点目の質問です。

次に、減量化施設で費用の見積もりはどのぐらいになるかというお話をいたします。

お答えいただいたのは、先進地の事例で嘱託職員1名、年間人件費含めて450万円と。

私たちが議会で枝幸町に行って見てきました。牧草ロールの飼料に回せな

い質のものを使って、いわゆるロールベールをつくって、中に木くずや何かを入れて、腐食化させるという施設、D型ハウスでやっていたところですけども、結局資材購入にかかる費用、これわからないですよ。

どのぐらい見ているのでしょうかね。ロールの費用、それからふん尿の費用、それからうんちも含めてですよ。

それから、これでいえば、職員の人、嘱託といえども1人はめると、当初はごみ処分場があるから、その人が行き来しながら機械も往来できるし、人もそこに0.5人分ぐらいは回せるよという話をしていました。

その人的域なのかどうなのか、これはそのほかの費用とするものをロール幾ら、そういうものが入っているのか、そこら辺の数字がもし数字の上で積み上げたものが450万円だとすれば、そのところをもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

それともう一つ、私たちが見に行ったときには、確かに4週間ぐらいたつとシカは内臓も含めて腐敗して、ないのですよね。骨がありますよといって、骨は見せてもらった。

800頭の骨を、アライグマを含めて、嘱託職員の人が800頭プラスアイマトンが入れる1,500頭、満タンではないと思うんだ、部位になって来るからね。

だから、全部ではないけれども、堆肥の中から骨を1日じゅう拾っていなければならぬね。365日、手で拾うのですよ。そうでしょう。違うのですか。

そして、町の廃棄処分場に入れるということでしょう。流れとしてはね。その嘱託職員が毎日毎日骨を拾う。シカの。

そういう仕事も含めて、処理する処分場として、どう動かすかということ、初めはそれも含めてやるということだったけれど、そこは町がその仕事は担いますということだから、そういう意味での仕事のボリュームと金銭的な積み上げはどうなっているのだろうと思うのです。

それから、コンソーシアムの規約では、どういう形でオブザーバーを求めることがということなのだけれども、考え方としてどうなのか。

先ほど言ったように、シカ1頭、国はどうも支援策を新たに書きかえて、先ほど言ったような内容で報道されていると。

私が求めたのも、これお答えは管内市町村のと、こうなっているのだけれども、私はコンソーシアムに参加している各市町でシカ1頭につき国、道、市町村、JAの補助支援策はどうなっているのという聞き方をしたので、ほかはいやと。

コンソーシアムの中で、遠くは芦別市、近くは奈井江町、月形町、赤平市、美唄市、三笠市と、このエリアの中でどういう体制がとられているかと。

それはやっぱり集める施策として充実しなければ、持ってきてももらえないし、量的確保もできないのですよ。

そんな面倒くさいことを言うのなら、もうおれは必要なところだけとって、

あとはいよいよとなってしまうのですよね。それでは集まらないわけ。当然集めるための施策として大きなポイントなのですね。

議会でも視察に行った富良野市では1万7,000円、農協も応援しているの。

今、オーバー分については町と農協とそれよりの負担をしていると言われたから、そういう数字なのだということはあるのだけれども、考え方としてはね。進めようとしては。

だけど、コンソーシアムの中でやっぱり統一性がないと、それは肩並べて進められるという状況にはないわけですよね。

少なくとも、そういう中で一つ一つが組み立てられていかないとならないと。

それで、やっぱり全体に前段言ったように未熟がゆえに、地域選定の問題でも今これだけの状況になっている。

要請のあった第1町内の代表の方ともきのうちちょっとお話をさせていただきました。

きょう、こういうことであるのだけれども、町との会議で持つぞと言っていたのどうなったと言ったら、地震と台風でパスになっているから、そこらのところがどういう協議になっていくのか、それから地元としての考えの要素は何なのかというのは、私たちにはまだ要望の範囲でしかわからないわけで、場所を地域で移せということが大きくなったにせよ、その前段のそういう状況にあるにせよ、その前段のやっぱり町の責任はやっぱり不適正な部分を私は指摘せざるを得ないのですよね。

ですから、まず今4点についてお答えをいただいたのだけれども、私の意見とあわせてかみ合うところでのご答弁をいただきたいと思います。

#### ○議 長

答弁願います。

石原課長。

#### ○産業振興課長（石原正伸君）

それでは、私の方からご説明いたします。

まず、コストスタディー、80頭でもというご意見で、数字でお示しましたとおり、80頭では400頭でも、これジビエ単体での収支はありません。

それは当然そういうことになるだろうなということは町も試算でわかっていますし、受けていくアイマトン社でもその分は把握しているということで承知しています。

町とアイマトンの中では、その処理施設の運営に関しまして、覚書を交わしたというご説明を以前させていただいております。

その中では、簡単な覚書の中でですけども、施設の運営経費についてはすべてアイマトンが持つということをしつかりとうたわせていただいております。



その費用につきましても、販売価格、収益をもってすべての維持費は運営していくということで、大前提で覚書を交わしていますので、そういった部分で町が赤字を補てんするということは考えてございません。

その80頭が800頭、計画頭数まで何年かかるのだというお話がございましたけれども、このあたりも今猟友会さんといろいろとご意見を交わしながら、どの地区でどれぐらい確保できるかという部分も含めて、直接お話をさせていただいてございます。

実際、やってみなければそのとおりに猟友会さんの言うとおりに集まるかどうかというのは確定では言い切れない部分はありますけれども、そういったことを一つ一つ積み上げていくことによって、そんなに10年もかけて800頭にということは到底考えてございませんし、企業としてもおおむね何年という予定があると思いますので、そのあたりも含めて、もう少し捕獲を進められるように協議を進めていきたいと思っております。

あと減量化施設の運営費の内訳ですけれども、全体で450万円というご説明をさせていただきました。

この内訳としては、好気性発酵処理に係る発酵所、いわゆる堆肥みたいなものですが、それ2棟分で材料費が木質チップですとか、牛の堆肥の運搬費用、堆肥は購入するというのではなく、町内の酪農家さんから堆肥は譲り受けるというようなことで、運搬費用のみ計上してございます。

牧草ロールの購入費、これもあわせて計上しておりますので、これらに係る材料費として84万2,000円でございます。

あと施設の運営費として、水光熱費がかかりますので、こちらが11万1,000円ですね。あと人件費、こちらは304万6,000円、1名分ということで計上しています。

その他、ホイールローダーほか管理費用が50万ほど見えてこない部分がありますので、消耗等もあわせて50万円を計上して、合計しますと450万円という数字の積み上げの内容となっております。

以上でございます。

## ○議 長

あと養鹿施設。

## ○産業振興課長（石原正伸君）

用地選定した際に、養鹿施設の条件も付して点数化で評価をしているところでございますけれども、議員ご指摘のとおり豪雪地帯でどれだけのさくを立てればいいのか、またシカの捕獲する方法をどういう形で知ればいいのかというのは、先進地はあれども、それがこの空知で実現できるのかという部分は非常に厳しいと私どもも考えてございます。

仮に、提示しました四つの箇所と比較表から用地に関する拡大可能な敷地面積という部分の要素を取り除いて比較しましても、比較の結果としては変わらないということで、その部分については本当に必要になったときに、その場所ではなく、必要となれば別の場所でも検討することはできますので、

厳しい部分もありますけれども、一応計画上、安定供給という部分を考慮しまして、一応計画では置いてあるという状況でございますので、実際それが必要となったときに細部の検討をしながら進めていきたいと思っております。

管内の24の市、町の支援策について、中空知で緊急捕獲の7,000円、国、道からの支援を受けていない町、芦別市、赤平市、上砂川町、こちらが道の支援は受けてございません。

それ以外の市、町については7,000円の補助を受けているという状況です。

市、町で単独の上乗せ補助をしている部分ですね、上乗せとはならないのですけれども、芦別市、赤平市については道の補助を受けていないかわりに市で1頭5,500円の単独補助を出しております。

そのほか新十津川町、岩見沢市、栗山町、由仁町、長沼町、すみません、南の方まで入ってしまいますけれども、深川市、北竜町、秩父別町、沼田町、妹背牛町、このあたりは5,000円という上乗せ額を設定しております。

美唄市につきましては、ちょっと頭数割りをした補助となっておりますので、三千二百何十円という端数が出ている状況でございます。

済みません、沼田町ですね、先ほど5,000円と申し上げましたけれども、沼田町は3,000円です。

各市、町の支援策としてはこういった補助を実施している状況でございます。

#### ○7番（牧島良和君）

中空知では浦臼町だけ1,000円。

#### ○産業振興課長（石原正伸君）

浦臼町、1,000円ですね。それ以外は新十津川町、5,000円上乗せしていますし。それぐらいですね。

以上です。

#### ○議 長

町長。

#### ○町長（斉藤純雄君）

今回のジビエ事業では本当に地域の方々への丁寧な説明ができなかったことを本当におわびを申し上げたいと思います。

このジビエ事業につきましては、地方創生の総合戦略の中で位置づけた事業であります。平成27年策定をした中で入っている事業であります。

町としては、町の事業としてそれほど早いスピードで実現をという思いではなかったのが正直なところでありますけれども、昨年12月に国が突如モデル事業でジビエを倍増することを言って発表しました。

北海道で地方創生の中の総合戦略にジビエ事業が入っているのが浦臼町だけだったということもありまして、道からもぜひ考えてくれないかという一番エゾシカがある北海道で一つもモデル地区の手を挙げないという話もあつ

たわけでありまして、私も非常に時間がない中で難しいのではないのかという担当とは話をしたのですけれども、道のそういった意向も含めて、議員の皆さんにもかなりタイトな時間の中でお話をしていた経緯がありますので、本当に100%細かなところまですべて行政が把握して、皆さんに話しているかということ、それは正直そうでない部分もあります。

養鹿についても議員の調べている方が非常に中身が濃いものでありますし、そういった部分は重々私たちも反省をしながら、ただ手を挙げて国の事業で決まった以上は、その80頭とか何十頭でやめるという話には、これはなかなかならないということでもあります。

国がモデル事業として地域を選定してくれた以上は、いろんな形で非常に難しいところもありますけれども、努力しながら進めること、これも私たち仕事だと思っていますので、地域の方には本当にこれまでの対応は非常に申しわけないところでもありますけれども、もう一度話を聞いてくれる機会をいただいたことで、真剣に真摯に丁寧に話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

牧島議員、再々質問。

○7番（牧島良和君）

あと何分ありますか。

○議 長

18分だそうです。

○7番（牧島良和君）

やっぱり町長も今説明されたように、時間のない中でというのが一番大変なことですよ。

私はやっぱり職員の皆さんには適正な仕事を一生懸命力いっぱいやって、町の事業としてどう展開するか、そのところでの仕事をし、トップである町長はその全体像をやっぱりよしとして進めていく責任、それから力を一番持っている、やっぱりそういう立場に立っていかなければならない。そのための私たちとの議論でもあるわけですよ。

今回、私はあれこれある中で、これだけに絞ってしまいました。ジビエだけに絞ってしまいましたけれども、やっぱり議会の議論も2回、3回の議員協議会をしながら、時間足りない中でそれように一生懸命議員の皆さんも発言しているわけですよ。

ですから、やっぱりそのところに向き合いながら、一番今となっては選定した地元との今のお話にもあったように、どれだけの胸襟を開いたお話ができるか、それからその必要性を説き切れるかという、そういうところだと思うのです。

そこはやっぱり、感情的でない、納得ができる双方の理解をする必要があるし、やっぱり僕はできない部分もあるかもしれない。

だけど、そこは道にも向かって、やっぱりどうですかといった道に対して

もそれように訴えながら事を進めていくことというのは大事だと思うのですね。

それで、私もこの間、資料、この全部とは言えないけれども、見間違えてあれこれもあるけれども、読んでみて、事務局にも再度お尋ねした部分が、3月13日付の全員協議会の資料で出していただいた資料の中に緩和条件というのがありまして、今回提出するに当たって、町はやらないと言った、やれないと言った。

だけでも、道からは幾つかの緩和条件を提示してもらって、今回また再度乗り切ること、進めることにしたとあったのですね。

それは文章的には私も表現されたのもそのときは覚えているし、あったのだな。

私、改めて読み返してみても、それが何だったのということを議会事務局に尋ね、聞いていただきました。

そのところには、この事業について時間的余裕を持たせたよ。これはことしの予算だから、ことしの中で組み立てなければならないところを次年度の来年の10月操業開始というところにまで引っ張ったよと。道もいいよと言ったと。

それは端的に言えば、札幌市の業者、私も外郭だけ見に行きましたけれども、大きな会社ですね。滝川市のアイマトンも外郭だけ見に行きました。どんなところかなと思ってね。

やっぱり、バルナバがやると言っていて、やらなくなった結果、道は業者を探さなければいけない。

探さなければいけない自己的な理由を延ばしてもいいよとしたに過ぎないと。

確かにうちの事情もあるのだけれども、町の事情もあるのだけれども、道は本当に勝手だと思う。

だけど、僕から言わせれば、また半面、道が浦臼町にやりなさい、どうだと言っている段階で、業者選定にまで首突っ込んで、手出して、名前出して、業者はここにするから、浦臼町さんどうだと、そんな話もないですよ、これ。

少なくとも、2社、3社、手を挙げているけれども、あと浦臼町、頼むよという話なら、浦臼町の主体性がそこに地方創生としての働きがいや仕事のしがいがあるけれども、僕はこれ全然違うと思っているの。

同じように、いないからといって、今度業者を滝川市のアイマトンを示して、アイマトンさんがやると言っているからどうだ、浦臼町、やってくれと。

本当、そういう意味では私、道の担当の人を教えてくださいと前回言いましたけれども、皆さん方教えてくれない、だけど、名前はもう入手しているけれど、道の役所はわかるんだ。

だけどね、そういうやり方はやっぱり道としてでたらめだよ。業者も決めているね、そんなこと談合でしかないでしょう。

どんな条件で話したか、どうしたかというのはわからないけれども、だか

らね、アイマトンが決まるまでは、次の業者さんのところまでは時間もかかるから、1年、来年の10月1日操業でいいよと、これしたのが条件の一つ。

それから、予算の執行ができないから、1年間繰り越しさせることを認めたよと。これがそのときの言葉づらでは私も聞いて、とり流したのだけれども、緩和条件というのを改めて聞くと、その2点なのですね。

だったらね、1年延びたのなら、うちだってまだまだ地域との議論がいっぱいあるのだから、まだまだ農家さんとも話しなければならないのだからといって、延ばすことだってあり得る話なのですよ。

それぐらいの覚悟を持ってやらないとできないですよ。町長の立場でいえばね。

だけど、やっぱり地元の人たちとの議論をやっぱり最優先にして、やっぱり事を進めていただきたい。今の時点ではそうなの。

ただ、それは町の予算が決めた段階から含めて、町のお金を使うわけだから、町民に対して広く説明する責任が、これあるのですね。どのことについても。

だから、やっぱりそのことは各種事業について、やっぱり常に問われるし、そこに襟正して、自分の身を置かないと、こうやって時間がかかってしまう。

やっぱり、町の予算を使い、そして地域で町全体が理解をして、どう進むか、歩みを強めるかということが大事だと思うのですよね。

僕は統計学などという難しいことは学んでいないのでわからないのですが、このいわゆる点数化するこの方式というのは、多分大学かどこか行くと、言葉づらがあると思うのですよね。

これ、確かにアクセスどうですか、浄化処理水どうですか、減量化施設はどうですか、給水どうですか、造成道路どうですか、ハンターとの関係どうですかといろいろ書いてあります。

だけど、これね、項目拾えば、石原さん言ったように、場所が将来敷地可能かどうかと、これを1，1，4.3って引いたって、鶴沼という数字は出てくるのですよ。最終処分場の地域というのはね。

だけど、ハンターさんとの連絡がどう、それからまだほかの要素で町単費で出す分が多い、少ない、そういうことも含めていけば、また別の要素として加えられていくわけだよ。

やっぱり、地域を、浦臼町を選定する場所として、数値化して、納得させるべく資料としてつくってあると、僕は見る方が正解だと思っているんだ。

だから、やっぱりそういう意味でまだまだ町全体としてこの施設に対する考え方、関心は今でも遅くない、町民全体にもっと知らしめれば、また町の町民からいろんな意見が提案が出てくると思います。

それで、ハンターさんとの連携というのもここに書いてあります。

ハンターさんとの連携といっても、事務所として常時あるわけでないのだよね。集う場所はあるけれど。

それから、電話はあるのだけれども、例えば朝早く、きょうシカとったぞ

といったときに、そこにおる、おらない、そんなことの連絡はハンターとの町の猟友会の事務所、あるいはキーとなるところとの連絡をしなくても集まるわけですね。

だから、僕はハンターとの連絡の射撃場の敷地がいわゆる点数化されるものになるのといったら、僕は必要のないものだと思っているのですよね。

だから、やっぱり日常、常時、場所としてつくったところにどれだけの人がいて、どれだけの対応ができるかということが大事になってくると思うのです。

ですから、再度、地元の説明会はそうなのだけれども、場所としての選定の今の時点での考え方を推し進めるでしょうけれども、再考の方向にぜひ置いていただきたい、どうですかというのが、今の一つ。

それから、最後の一つ目、それからもう一つはやっぱり地方創生と言いながらも、国主導でやるから、町村飛び越えても形をどんどんどんどんつくっていくわけだ。

町村はそれに後追いでもって形づくり、いろいろあたふたしているわけですよ。

こういうやり方というのは、国に対して先日の上京の折でないけれども、やっぱりもっとやりやすい形での実効ある地方創生の仕組みをつくってもらうような、そういう逆に提案、提言していくようなところにぜひ行っていただきたいと思います。

1点目については石原さん、2点目については町長、お願いします。

**○議 長**

石原課長。

**○産業振興課長（石原正伸君）**

場所の再考といえますか、再度資料のつくり直しといえますか、お金の部分、費用的な部分は余り数字的な部分をまとめて、項目立てしていない部分がございますので、そういった部分を再度盛り込むですとか、例えば養鹿の部分を除くですとか、いろんな考え方があると思いますので、そのあたりを整理して、再度ご説明したいと思います。

以上です。

**○議 長**

斉藤町長。

**○町長（斉藤純雄君）**

こういう事業を進める上での問題点がたくさん出ているなという、すべて私の責任だと思いますけれども、ただ実施設計等々も進んでいる中で、なかなかこれをここで変更するという、またその作業も大変なことになるわけで、まずやることはもう一度鶴沼地区の皆さんに頭を下げて、真摯な意見交換をしたいと。

その結果を見ながら考えていこうという思いはありますし、皆さんが最後まで反対をなさるのであれば、無理にそこを進めるということはないとい

うことだけはここで申し上げます。

以上でございます。

○議 長

一般質問、発言順位 6 番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3 番（柴田典男君）

第 3 回定例会におきまして、議長のお許しを得ましたので、町長に 3 点についてお伺いしたいと思います。

1 点目は、防災対策の一、考察としてであります。

近年、集中豪雨は時、場所を選ばず、記録的な降雨量が大変な災害を全国各地で引き起こしています。

本町においても、7 月初旬の大雨は各所の内水増水により水中ポンプ稼働を連日にわたって余儀なくされました。

水田冠水の被害は、8 月にかけて 4 回を数え、収量、品質的に大きな影響が予想されています。

そんな中で、樋門管理人との連携が重要であると感じました。

樋門閉鎖は河川管理事務所へ通知されますが、町へその報告が来るのに時間差があり、初動対策におくれを生じているのです。

対策として、各樋門管理人との情報を密にして、現場の状況が町として把握している体制をとっていただきたいと思うのであります。

また、滝里ダムなどの放流時の事前の情報も樋門管理の上で大変重要ではないでしょうか。

さらに、大雨の都度に排水ポンプを設置するのでは、多くの時間と経費が費やされます。

7 月、8 月の期間はポンプ設置状況にして、発電機だけの運搬設置の対策にできないのかお伺いたします。

次に、ジビエ事業の拙速的な進め方に問題はないかということでお伺いをします。

ジビエ事業の目的は、エゾシカによる農業被害を減らすために、捕獲を推進すると同時に、食肉としての有効活用を目指すものであり、今回、国のモデル地区としての指定を受けたことは、町の活性化事業の一つとして、町のためになるものと期待を持って、実施設計の予算計画の段階で賛成したものであります。

しかしながら、その後の担当課の進捗状況や個人としてジビエ事業の内容を勉強していくに当たり、その難しさを覚えるものであります。

最大の問題は、加工可能な食肉の確保であり、成功のかぎは猟友会が左右するということでもあります。

コンソーシアムの設立で、地元の猟友会と打ち合わせを重ねていると説明がありながら、実際は猟友会に対して理解不足の状況があります。

猟友会の中には、射撃場付近の建設が望ましいとの意見もありました。

町が建設予定としている鶴沼地区では、町内会を挙げて誘致に異議の声が上がっています。

なぜか。決してジビエ事業を否定するものではないのです。むしろ有害鳥獣被害防止のために必要な事業と認識しているのが現実であります。

やや感情的なところが前面に出てしまったところではありますが、町としてその進め方に問題があったと言わざるを得ません。

かつて、一般廃棄物処分場建設の折は、町側は何度も住民との懇談を重ね、その理解、解決のもとに順次事業を進めていったと伺っております。

建設ありきから進めるのではなく、どのような理解が必要なのから始めなければならなかったのです。

2回目の住民説明会の折に、町長から変更できませんの発言がありました。これでは住民との話し合いの余地はありません。

猟友会のメンバーの中には、ジビエに大変詳しい方がいます。ライフル射撃場では指導員の立場にあります。この事業にスタッフとして参加してもいいと言っておられる方です。

ほかのメンバーにも加工に興味を持っている方がいらっしゃいます。

この際、NPOのような団体を立ち上げて、ジビエに特化したプロジェクトチームをつくり、町の活性化策とした創生事業として展開していくことはできないでしょうか。

関連として、モデル地区の指定では近隣13の市町からエゾシカを集めるとなっていますが、各市町の猟友会へはあいさつを済ませたのでしょうか。

道は、狩猟期のシカに対して8,000円、その減量化施設に対しても補助を出すとしておりますが、その詳しい内容をお伺いしたいと思います。

次に、アイマトンは年間1,500頭のシカ肉を処理していると説明されたと思いますが、知床のエゾシカファームからは300頭くらいの提供と聞いております。

では、残りの肉はどちらから提供を受けているのかお伺いをします。

先ほど、先般牧島議員も養鹿場についての質問があったわけですが、エゾシカファームの養鹿場は、この知床ファームの場合、年間800頭を囲いわなによって、冬場にすべて捕獲しているそうであります。それを年間を通して提供しているというお話を伺っております。

私も本町では養鹿場については不可と考えております。その点についてはいかがなものか。

先ほどの説明でお伺いしたので、重複するのであれば省略してもいいですが。

次に、グランド事業の進め方に問題はないかという点でお伺いをします。

平成29年度グランドデザイン検討委員会が発足しました。

産業観光の推進を目的に、その基本構想を策定するものと判断するものであります。

18名の委員により、当初農業後継者不足、農業活性化のための6次産業



化、ワインの里としてのブランド化、鶴沼地区の活性化による観光振興を総合的に進めるための会議とお伺いしました。

平成29年度において、5回の検討委員会、団体ヒアリング、冬のお試しツアーの実施が報告されました。

しかし、具体的内容を含め、コンサルからの報告書を議会に示されることはありませんでした。

平成30年度の推進協議会へ移行して、そのまま行ったわけであります。

推進協議会の委員の任期は、平成32年の3月末とお伺いしました。

最終的にどのような結論を求めるものなのでしょうか。

現在の内容を伺う限りにおいては、町の産業振興の活性化について話し合いよりも前回の道の駅建設で議会が否決した当時と何ら変わらない同様の進め方ではないかという声が聞こえてきます。

あの当時、なぜ賛成を得られなかったのか、その反省、検討もせずにコンサル頼みの似たような進行にはなっていませんか。

改めて、その点についてお伺いします。

一つ、推進協議会と検討委員会の違いは何か。

二つ目として、検討委員会は2分科会に分かれて会議をするとなってますが、会議実施の実態とその内容はいかがなものか。

3、道の駅に特化した内容となっていませんか。

4、コンサルとの契約内容の概略と期間及び契約金額はどのようなものなのでしょうか。

5、これからJR跡地、あるいは駅前開発の問題がこれから課題となってくると思われます。

それとあわせて、本町の将来に向けたランドデザインを検討することが本題と考えますが、いかがですか。

以上、お伺いします。

#### ○議 長

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開は3時といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時58分

#### ○議 長

予定時間、若干前でありますけれども、全員そろっておりますので、会議を再開いたします。

今の柴田議員の質問に対して答弁を願います。

河本課長。

#### ○総務課長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

7月初旬の大雨につきましては、内水の増水による水田冠水の被害の影響を軽減するため、水中ポンプ等を稼働して、内水排除を実施したところでございます。

樋門の閉鎖につきましては、管理人が滝川河川事務所へ報告を行った後、河川事務所から町へ報告されておりますが、すぐには報告が来ないことから、時間的ロスが生じるのは議員ご指摘のとおりでございます。

ポンプ等の設置におきましては、おくれがないよう管理人との情報共有、連携を密にした体制づくりを整えてまいります。

滝里ダムの放流時の対応につきましても、関係機関からの情報収集、連携を図りまして、管理人との情報共有に今後努めてまいります。

また、7月から8月にかけては、大雨による内水被害も想定されることから、ポンプ等を設置したままの状態の方がより早く内水排除の対応が可能ですので、盗難等のおそれや国の許可も必要となるなど課題もございますので、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

#### ○議 長

続いて、石原課長。

#### ○産業振興課長（石原正伸君）

2点目のご質問にお答えいたします。

ジビエ倍增モデル整備事業につきましては、限られた時間の中で事業参画の意思を決定し、本年3月9日にモデル地区指定を受けてから動き出した事業でございます。

これまで事業の実現に向けて議員の皆様と意見を交し、協議をしながら事業の検討を行ってまいりました。

議員ご指摘のとおり、事業の詳細が決まっていない段階での鶴沼地区住民への説明でございましたので、十分な説明ができなかったことで事業に対して異議の声が上がり、さらには過去の経過を踏まえた地域住民への心情的な配慮が足りなかったことで、混乱を招いていることに対し反省しているところでございます。

次に、事業運営組織、NPOに関するご質問ですけれども、地元猟友会の方で運営に興味を持たれている方がいらっしゃることは承知しておりますが、ジビエ事業の成功には捕獲収集、処理加工、流通販売、経営管理などそれぞれの分野で専門的な知識と経験を有する人材が必要となることから、現実的には時間的な要因もあり、NPO法人を設立し、運営することは困難であると判断した経過がございます。

次に、各地区の猟友会との協議に関する質問ですが、8月中旬から各市町の担当者を介して、猟友会の方々と協議を行っており、現時点で八つの市町に伺い、同席していただいた猟友会は5支部でございます。

残りの猟友会につきましても日程調整を行い、近日中に伺う予定でございます。

次に、本年度から北海道が新たに実施いたします助成制度に関するご質問ですが、詳しい実施要綱等が公布されておりませんが、8月19日に開催されました狩猟者を対象とする講習会に出席してございます。

その内容では、10月1日から来年1月末までの狩猟期に食肉として利用可能なエゾシカを北海道が指定します食肉処理施設へ搬入した場合、搬入経費として1頭8,000円が支給される内容でございます。

ただし、捕獲促進が目的であるため、支給は2頭目以降から対象となり、許可捕獲、いわゆる駆除の個体は対象外とし、重複して支給は受けられないといった制度となっております。

また、指定を受けた食肉処理施設に対する支援策としまして、本事業で搬入されました個体から発生する骨や内臓などの廃棄に係る経費につきましては、最大200万円の補助も盛り込まれてございます。

次に、株式会社アイマトンのシカ肉仕入れ先に関するご質問ですが、近年の実績をお聞きしましたところ、知床から100頭、阿寒から400頭、日高から900頭、池田町から100頭となっております。

次に、養鹿の実現可能性についてのご質問ですが、先ほど牧島議員のご質問にお答えしましたとおり、当町においては非常に課題が多く困難であるというところは、私どもでも認識してございます。

ただ、将来的な安定供給という部分で計画を練った場合に、必要となった場合を想定した養鹿を計画してございますので、将来必要になった段階で細かな検討を行ってまいりたいと思います。

次に、ランドデザイン事業の進め方に関しましてのご質問にお答えいたします。

検討委員会につきましては、平成29年7月に公募により集まっていた18名の委員さんで構成しており、基幹産業である農業と観光を結びつけた交流人口をふやすことで産業の活性化を図るため、ソフト事業を中心にワークショップ形式で意見を交し、農を生かした観光プランや農畜産物等の特産品の販路拡大について検討してきた委員会でございます。

また、本年設立しました推進協議会につきましては、検討委員会の意見を参考に策定したランドデザインを踏まえ、ハード事業を中心に観光拠点となる鶴沼公園、温泉、道の駅周辺エリアの一体性を持たせながら、どのように整備を進めていくか検討を行っていく組織でございます。

次に、検討委員会の開催及び協議内容に関するご質問ですが、平成29年7月に第1回の検討委員会を開催して以降、全5回の委員会を開催しており、分科会を設けずに農業と観光の現状と課題や将来に向けたイメージについて意見交換を交してございます。

具体的なアイデアやソフト事業の活動イメージ、また各種体験ツアーなどの検討を行ってきており、外国人留学生を対象とした冬のお試し体験ツアーやサイクリングツアーなど試験的に実施し、ご意見等を聞きながら調査を行っているところでございます。

次に、道の駅に特化した内容となっていないかのご質問ですが、さきに述べましたとおり鶴沼エリアを拠点に町全体で集客を図るための方策を検討しておりますので、道の駅に特化したものではございません。

次に、委託事業の概要についてお答えいたします。

業務内容につきましては、ランドデザインに基づき、農業振興と観光振興にかかわる具体的な展開を図ることを目的として、農産物や特産品の試験的販売、本町の魅力ある資源と農業を組み合わせた着地型体験観光の企画や試験的事業の実施などの展開を図りながら、観光・交流拠点となる道の駅周辺の再整備構想の検討を行います。

また、これらの企画事業を総合的に進めていくための運営組織の構築もあわせて検討する業務でございます。

契約方法につきましては、平成29年度から継続的な事業であることや試行段階であることなどから、1社随意契約により締結し、契約金額は2,381万4,000円、履行期間は平成30年4月26日から翌年3月20日までとなっております。

次に、JR跡地に関する課題とあわせて検討してはとのご意見ですが、議員ご指摘のとおりJR札沼線の廃線に伴う土地利用の課題は今後出てくるのが想定されますが、時期が定まっていない状況でございますので、内容が明らかになった段階でランドデザインとの調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○議 長

柴田議員、1件目についての再質問ありますか。

柴田議員。

#### ○3番（柴田典男君）

先ほども申し上げましたとおり、ことし4回、一部の水田が冠水の被害に遭いました。

そういった中で、その都度いろいろ樋門管理人が深夜を問わず現場へ行って、石狩川が増水した場合、樋門をとめなければいけない。大変な労力がかかっているわけであります。

その中で、何回か、これではどうだろうかと思った事案がありますのでご紹介したいと思います。

1回は、樋門の閉鎖をしたのが午前の1時ごろ、役場が調査に走ったのが朝の7時半です。

その段階で、役場の職員的には樋門が閉まっていることは存じ上げていないのです。

だから、樋門はあいているものと思って、役場の職員は巡回したのです。

たまたまそのときに問い合わせがありましたので、もう既に夜中の段階で閉まっていますよと返事をしました。

だから、最速で水中ポンプの設置と排水の要請をした経過があります。

それから、排水ポンプの設置をして、排水ポンプが実際に動いたのが昼ごろです。

ということは、夜中の1時に樋門がとまってから、排水作業が始まったのが昼ということは、およそ12時間程度のロスがありました。そのときはね。

例えば、1時間に10センチから15センチの内水がふえたと仮定した場合、12時間ですから、もうその時点でメーター50はいくわけですよ。

ですから、連絡が大事ですよというのは、その点が一つです。

それで、もう一つ、次の事例は7月の9日、ここは晴れておりました。全道的に晴れていたのです。

ところが、朝7時半に樋門管理人が石狩川の樋門に行ったときに、石狩川が晴れているのですけれど増水したのです。

とめざるを得ないという報告が来たのですが、その時点で建設会社が水中ポンプの片づけ作業をしていたのです。

これはもう要らないだろうということで、要請があつての片づけだったのですが、実はそのときに樋門はもうとめなければいけない状況だった。

それで、何とかしてくれという樋門管理人からの電話があつたので、即役場に電話して、作業中止と排水作業の要請をしたのが1回あります。

それから、もう1回は日曜日の夕方です。このときも樋門管理人は樋門を閉めなくてははいけませんでした。

ポンプは1台稼働状況、動かせる状況にありました。

もう一台は横転していたのかな。結局もう抜けていたのですよ。抜けていて横倒しの状況。ですからもう使えない状況で1台だけしか使えない。

樋門管理人は樋門を閉める。ところがスイッチを押す人がいない。もうあけてもいい状況なのですが、スイッチを押す人がいないのです。日曜日。

では、これをだれに要請すればいいのという問い合わせがあつたのですが、私は連絡できなかつたものですから、その方にスイッチ入れていいのではないですかということで、スイッチ入れさせていただきました。それで1台稼働した経過があります。

これらをやっていたときに、4回内水で冠水した経過あるのですけれど、このうちの2回は冠水を未然に防げた状況があつたということが言えます。

ですから、毎回毎回設置します、片付けますとやりますと、きょうの補正予算にも出てくるのですけれど、120万円の補正予算が上がっているわけで、言ったことがあるものですから、水中ポンプだけを7月から8月までの設置状況にできないですかという質問をしたわけでありませう。

そうすれば、雨降っている状況で水中ポンプ急いでやって、そうすると曲がり方が強烈な圧がかかるものですから、水中ポンプから抜けてしまうという状況が今回1機あつたわけですから、やっぱり落ちついた時点でちゃんとした作業をして、水中ポンプだけを設定しておく。

そして、何かあつたときに発電機だけを持って行って稼働するという方法をとれば一番いいのではないかなということでお伺いしたわけでありませう。

す。

今回も北海道、大変な地震で被害が大変なところもあったわけですが、すけれども、やはり防災というのは臨機応変な対応、そしてやっぱり判断力、決断力が求められると思います。そこら辺でぜひ。

あともう一点は、そういう指揮系統設置の防災担当の課長なのか、あるいは副長なのか町長なのか、そこら辺を、どこら辺がゴーサインを出すところなのかを1点と、先ほど言ったとおり水中ポンプの常設についてこれから検討していただきたいと思いますが、その点について再度お伺いします。

#### ○議 長

答弁願います。

河本課長。

#### ○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

今、議員の方から3点の事例を上げられておまして、そういった観点からもお互いに労力を少なくスピーディーに対応するという趣旨だと思いますので、ホースの設置につきましては恐らく国の許可はいただけると考えておりますし、ただ2カ月間そこに置くことで風雨だとか紫外線等でホースの劣化も進むと思いますけれども、ちょっとその辺を勘案しながら、7月、8月の台風あるいは川の水が多くなる可能性がある時期には常設をする方向で検討をしていきたいと思っております。

それから、発電機設置の指揮系統ということですが、これにつきましては総務課の庶務係が担当なのですが、発電機の設置についてはこういう状況なので、今回ここに発電機を設置したいということで、私の方から副町長の方にお伺いを立てます。

それで、いいよと言ってゴーサイン出してくれるときもありますし、念のためここにもという話が出ることもございます。

結果につきましては、町長に報告をさせていただいております。

以上でございます。

#### ○議 長

再々質問。

柴田議員。

#### ○3番（柴田典男君）

やはり、今回のさまざまなあいう災害の関係を見ても思うのですが、やはり迅速な対応が本当に必要なのだと思うのです。

例えば、今回も浦臼町も停電の状況が2日続いたものですから、いろいろあったときに、やはり即決してもいい場面があると思うのですね。

だから、いや、それは会議をして相談しますという返事が来られると、ちょっと待てよというときもあるものですから、そこら辺これから今回のことを教訓にして、これからは向けて、安全・安心ということで相談していただきたいなと思います。

それから、水中ポンプについては、先ほどちょっといろいろ会談していましたが、美唄市で既に水中ポンプを夏前から設置して、それはもう国から許可をもらっているようなのですけれど、実際やっている市町村もあるということをお伺いしましたので、できれば調査していただいて、どういふことなのか調べていただければと思います。特に答弁は結構です。

○議 長

それでは、2件目についての再質問。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

3月の段階で私は実施設計に関する事で賛成しました。

これはやっぱり町としてこれから活性化していくために国とのつながりも太いパイプができるだろうと。職員もこれを機会に勉強していくことによって、小さな町ですけれど、大きな事業として町が育つのではないかと期待をしたわけであります。

そして、減量化施設もあわせてできれば、本当にシカの害も減っていけばいいのではないかとということで賛成したわけでありますけれども、その後私としてもいろいろジビエについて勉強し、猟友会ともいろいろ情報交換をしながら、今の現状、浦臼町が進めていることはどうなのだろうかということでいろいろ相談はしました。

養鹿施設については、先ほどの質問の中でも答えられていたとおり、私の調査でも浦臼町では無理と思います。これだけ雪多いところで。

知床ファームは年間2,000頭のうちの800頭を冬の間には囲いわなで入れるのです。連れてくるのではないですね。囲いわなで冬の間には800頭囲い込むわけですから。

今、浦臼町で囲い込んだやつを、何十頭もそんなわなをつくれる場所はそうそうないと思います。

ですから、あと雪の多さのかげんからいって、私はかえってその点については省いて構わないと思うのです。

もう一つの理由は、確かにアイマトンと今契約しています。

例えば、地元のハンターの人が持ち込みました。アイマトンの検査を受けます。よし、これはいいだろう、これは加工肉にしよう。いや、これはちょっと内臓を撃ったので、これは使えないなど。これは減量化にそのまま持っていくといたら、肉としての処理はゼロ、そのまま減量化に行きます。その場合は処理料は取らないというのが私どもに対する説明でした。

今、質問として確かめたいのは、ほかの町の人が例えば持ってきました。アイマトンの方が検査します。同じようにやっぱり内臓を撃っているのです、これは使えません。そのまま減量化施設に行きます。この場合の処理料をどうするのか。それがまず1点。

それから、アイマトンは先ほどの説明で、全道から1,500頭からのシカを集めている。といってそれを処理した場合、そこに残渣物が出てくるは

ずなのですね。ハンターが撃ったのではない肉の加工もその場でされる可能性がある。

では、そこから出た残渣物は会社経費として今まではアイマトンがやっていたはずなのに、浦臼町の工場に持ってきただけで、浦臼町の施設に入れれば無料なのか有料なのか。それをお伺いしたいと思います。

その点で、アイマトンを検査にするとということは、私は将来に向けて余りいいことではないのではないかと思います。

今まで1, 500頭の経営をしながらやってきたアイマトンがわざわざ浦臼町に来て、その工場で作らせてくれということになって来たとしても、では先ほど、例えば今までの説明の中で、足りない場合はどうするのだという説明もありました。

では、先ほど80頭、400頭ではどうするのだとなりますけれど、アイマトンは別に心配要らないと思うのですよ。それだけ今まで来ているのですから。1, 500頭。

では、あえてハンターが撃った肉をここに持ち込まなくても、今まで1, 500頭を全道から集める実績を持っているわけですから、来るわけですね。

例えば、おれが撃ったのだぞと言ったハンターが持ち込んだ肉は、いや、これはここ撃っているから使えないわと認可しない場合も可能性としてあると思うのですよ。経営なのですから。アイマトンとしては。

だから、すべて運営を任せるという説明はありましたけれども、私は個人としてはそれはどうなのかなという疑問はあります。

先ほどNPOという説明が、まだ時間がないからだめだと言いましたけれども、きょうの質問の中にもハンターを養成したらいいのではないかと聞いた質問の方もいます。

先ほど、私の質問の中に、浦臼町の猟友会の中にライフル射撃場の指導員の方がいらっしゃる。もう持ってこいの方がいて、その方は参加してもいいと言っているわけですね、スタッフとして。

そうお聞きしていると答弁書にも書いてあったから、知らない人ではないと思います。

将来、スタッフとして、捕獲収集、処理加工、流通販売、経営管理などそれぞれの分野で専門的な知識と経験を有する人材が必要となることから書いてある。

であれば、この捕獲収集の部分は専門家なわけですよ。もう既にそこにスタッフはいるのではないですか。そこからもう一度考えていく方法はないですかと思います。

場所については、きょう行かれるのかな。

ですから、何とも言えませんけれども、とりあえずそこら辺で再度もう一度基本に帰って練り直す、先ほどもそういう質問がありましたけれども、やることも必要なのではないかなと思うわけですね。

平成31年度の10月を目指しているから時間がないのだという答弁あり



ますけれども、慌ててやって失敗するよりも、道、国にも言って、うちは小さい町で、その10月までには無理だと、もう一度考え直してやるから、もうちょっと時間下さいという方法はあるはずなので、選定した段階から考えていっても、では、もうおたくは無理ですねなどという返事はないと思いますよ。

どうですか、町長、そこら辺、もう一度やってみませんか。

**○議 長**

答弁願います。

斉藤町長。

**○町長（斉藤純雄君）**

本当に時間がない中で、私たちも正直すべてを把握していないというのは先ほども言いましたけれども、今柴田議員の言ったことが可能であれば、それは本当にそれが一番なのかなという思いはありますけれども、既に事業としてある部分、進んでいる状況でありますので、できれば今のままで進めていく方を力を入れたいと思います。

国にはちょっと非公式でそういった来年の10月が延ばせるのか、そういったこともちょっと聞いてはみたいと思います。

以上です。

**○議 長**

あと課長の方かと思うのですが、他町から持ち込まれたシカがジビエに使えない場合はどういう処理になるのかということですが、

**○産業振興課長（石原正伸君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

今、マニュアルをつくっている最中ですが、基本的に使えるシカを浦臼町に搬入してもらうというのが大前提で考えております。

というのは、使えない、そもそも廃棄しなければならないものをうちの町に持ってくる必要がないわけですから、ごみ処理場ではないという考え方を持っていくと、まず使えるものを持ってきていただきたいというところをお願いするというのが大前提です。

ただし、使える、使えないという部分の識別については、実際あけてみないとわからない部分もあったり、いろいろと難しい部分があるかと思いますが、当町に搬入されてきたものが仮に使えないとなった場合には、これからの協議になりますけれども、関連する市、町と協議をしながら、その部分は廃棄処分料として、市、町にそういった場合は負担していただくのか、そういったところを協議していきたいと考えてございます。

あとアイマトンさんの既存の事業で1,500頭処理している部分から出る骨ですね、これらも無料で処理するのかというお話がございましたけれども、これも事業系のごみになりますので、当たり前にいけば産業廃棄物という位置づけになりますので、こちらについても基本的には企業の方でそれなりの処理料を払って、事業を運営していただくと。企業側に負担していただ

くというスタンスで考えております。

あとNPO法人の関係ですね。地元の猟友会の中でそういった明るい方がいらっしゃるのもわかっていますし、捕獲収集については本当に専門的な方ですので、仕事されているという部分もありますけれども、都合をつけて少しでもこの事業にご協力いただきながら、アドバイスをいただきたいなと思ってございます。

トータルとしてそのNPO法人というものを立ち上げることができれば一番よいわけですがけれども、今の町の状況からいきますと、非常に厳しいかなという部分で、処理、加工、販売、流通はアイマトンが今既にプロフェッショナルとして事業を運営してやっていますので、そういった部分についてはアイマトンさんをお願いしていきたいと思えますし、事業経営につきましてはまたアイマトンさん既存の事業プラスアルファ、このモデル事業の部分も加わってきますので、そういった部分ではまた違った経営手法といいますか、検討しなければならない部分があるかと思えますけれども、それもあわせてアイマトンさんの方に進めていただきたいなと考えてございます。

以上です。

#### ○議 長

再々質問。

柴田議員。

#### ○3番（柴田典男君）

どちらの加工場を聞いても、最初から採算合っていた加工場はないとお伺いしています。

採算ベースに乗れるために、例えばペットフードであったり、加工品をつくって、やっとそれから採算に乗ってきたのだというところもあります。

今回アイマトンについては、そちらの方はないということですから、ですから先ほど言ったそういう方をスタッフに入れてということで、例えばそういう加工業、そういうのも含めた中で考えていく方法はあるわけですから、はなから、いや、これではだめだと決めるのではなくて、やはりどうすれば成功の方に行けるのかということで、やはり考えていくべきなのだと思います。

今回またきょう鶴沼に行って、ぜひお願いしたいのだということで行かれるということでございますけれども、私、3月の段階で行政区の再編のお願いをしました。

そのときに町長の答弁は、今喫緊で困っている町内会があるので頼むと、お願いしたいと言ったときに、いや、町内会長会議をやったときに、やらないでいいという町内会長が2人いたから、進めないと言ったのですよ。

今回、このジビエに関して逆でしょう。勘弁してよと言っている町内会長が散々来ているわけでしょう。

だけど、今回、おれは進むのだとやるわけでしょう。矛盾していませんか。片方で困っている町内会長いるわけですよ。

なのに、そのときには、いや、こっちの町内会長はいいと言ったからいいのだ。

今回は、勘弁してくれと言う町内会長3人そろって要望書来たわけでしょう。だけど、いや、今回はもう時間がないから進めさせてくれということですよ。

それでは、私どもも純粹に、どうなのだろうという疑問を持たざるを得ません。

一貫していくのも結構ですけれども、やはり日ごろの会話ですから、それをやっぱり重ねていけばこういうことにはならないはずですので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

#### ○議 長

答弁いいですか。

そうしたら、3件目についての再質問。

#### ○3番(柴田典男君)

今回、グランドデザインについて質問に及んだのは、一部から大丈夫だろうかという声が聞こえてきたからこの質問に至りました。

数年前に道の駅の建設予算で、私どもは否決をした経過があります。

その後、28年度、最初、鶴沼グランドデザインという名称で説明を受けた記憶があります。

その後、浦臼グランドデザインという名称で説明を受けました。

今回見たら、産業観光グランドデザインとなっています。推進協議会をつくったので、よろしく頼むということで、コンサルにもお願いした形になっていました。

ここは担当にお聞きします。今までの進捗内容を教えていただきたい。

ちょっとお聞きしたところ、ハード面とソフト面があって、ハード面については道の駅の位置ですとか機能ですとかを検討したい。ソフト面では農業振興を含めて、例えば新規就農者であったり、農産物加工であったりを進めていくということですが、今までどのような内容で進められてきたか、もし公表できるところがあればお聞きしたいです。

29年度に検討委員会、5回やっていると思います。30年度になってからは一度も開催されていないと思います。

推進協議会の中に検討委員が3人いるはずなのです。なぜそういうことの協議になるのかがわからないのです。

片一方で検討委員会をやって、片一方で推進協議会をやって、それでその検討委員が推進協議会も兼ねているというわけですよ。その進め方が私としてはちょっと疑問なのですよね。

推進協議会も今年度5月か6月に1回開いただけではないですか。30年度内にそれぞれスケジュールがあったはずなのですが、その進捗は本当に進んでいるのかについてお伺いします。

#### ○議 長

答弁願います。

石原課長。

#### ○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

平成29年度、全5回で検討しました検討委員会につきましては、ニューズレターというのを全戸配布させていただいておまして、それぞれ第1回から第5回までどういう協議をしてきて、どういうご意見が上がったかと。

そして、町の魅力、外から見た魅力も含めて、町に潜在している魅力をどんどん前面に出していくことによって、交流人口ですとか、観光人口ですとか、そういったことで引き込むことができるのではないかとという一人一人のご意見をいただいています。

それらをまとめたのがグランドデザインという計画書があるのですがけれども、大変申しわけないのでけれども、この冊子ですね、まだ議員の皆様にはご説明する機会を設けていなくて、後日冊子はございますので、改めてどういった協議をしてきたかというのは説明させていただきますけれども、コンサルタントも中に入っていますけれども、基本的には農家の方々ですとか、若い方を中心にうちのまちでこういうものを生かしていったらいいのではないかと、こういうことができるのではないかとという本当に自由な意見を出していただいたものを形にした内容になっています。

ソフトが本当に中心ということですので、うちの町の農業の農作物、畜産物もあわせて魅力をどうやって外に出していくのかと。外から引き込むためにはツールとして農業体験、収穫体験をしたらいいなとか、それを引き込むには冬といううちの町でいう豪雪地帯というマイナスをプラスに変えるような発想のツアーをやってみようですとか、あとサイクリングツアーもあわせてこの景観を見ていただきながら、人に体験してもらおうというような取り組みをやってきてございます。

検討委員会については、本年度1回開催してございまして、6月5日に今年度の会議を設けてございます。

その際には、29年の振り返りということで、1年間かけてどういうことで検討してきたものを皆さんにもう一度振り返っていただいて、では30年からはどんな取り組みをしていこうかと、今年度どういう展開をしていこうかというところを皆さんと検討しております。

予定としては、本年度3回を開催する予定であります。

検討委員会については3回ですね。主にソフト部分を重点的に検討しますし、あわせて同時並行する部分では、協議会の方では検討委員会の委員が3名入っているのは、推進協議会の方はハードを中心に進めてきますけれども、ハードだけ進めていくのであれば、中身がなくなってしまうので、1年間かけて検討委員会でソフトについて検討してきた部分も皆さんにやはり正しく伝えて、その趣旨を理解していただいた中でハードをどうやってつくり込むかという、そういった正しい情報を取り入れながら、ハードについても

検討するという趣旨で3名の方に入っています。

推進協議会については、第1回目の会議を行った後、この後も年に6回の会議を開催する予定でございます。

それぞれの事業の進捗状況とあわせて、ソフト事業も同時並行で動かしていきますので、そういった部分もあわせて皆さんにご意見をいただきながら、ハードの部分も検討していこうということで進めている状況です。

以上です。

**○議長**

再々質問ありますか。

柴田議員。

**○3番（柴田典男君）**

今度、その29年度にコンサルがまとめた部分の冊子があるということでございますので、ぜひ詳しい説明をいただければと思います。

それから、ソフト面については検討委員会がやっていると。ハード面については推進協議会がやっていると。そこが道の駅として特化しているのではないかというところだったのです。

どうもコンサルから出されたいろんな資料をその推進協議会でまた検討しているようなお話もお伺いしました。

では、それでは前回私どもがさんざんやって、あのときの失敗をもう一度繰り返したくはないわけですから、似たようなことは避けていただきたいと。

だから、なぜあのとき議会として反対せざるを得なかったのかというところをもう一度反省に立って、その理由を考えて、今回のハード面について取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

**○議長**

答弁よろしいですか。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第6 承認第3号

**○議長**

日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

**○総務課主幹（明日見将幸君）**

承認第3号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ167万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億45万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年7月12日

北海道浦臼町長 齊藤純雄

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明を申し上げます。8ページ目をお開き願います。

今回の補正につきましては、7月3日から5日にかけての大雨による災害対応に係る費用を補正するものでございます。

2款総務費、1項8目諸費、補正額10万円の追加でございます。26節寄付金におきまして7月に九州、西日本などで発生しました豪雨による災害義援金としてB&Gネットワークによる災害時の相互応援協定に基づきまして、被災地の復旧活動、支援活動に寄付するものでございます。

8款消防費、1項2目水防費、補正額157万7,000円の追加でございます。11節需用費におきまして、燃料費として28万9,000円、13節委託料におきまして排水機器の設置撤去にかかわる費用として126万2,000円、14節使用料及び賃借料におきまして、排水ポンプ等の借り上げ料として2万6,000円を追加するものでございます。

歳出合計167万7,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページ目をお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額167万7,000円の追加でございます。財源調整に伴いまして財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ167万7,000円の追加となっております。

以上、承認第3号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願いいたします。

#### ○総務課主幹（明日見将幸君）

承認第3号 専決処分した事件の承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めらる。

平成30年9月12日提出

浦臼町長 齊藤純雄

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成30年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）

平成30年7月12日

浦臼町長 齊藤純雄

以上でございます。申しわけありませんでした。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

ただいまの説明の中に、水防資材借り上げ料ですか、2万6,000円、これはどういったものなのでしょうか。その中身について。

○議 長

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

7月3日の日に中州樋門に設置しているのですけれども、石狩川の増水にございまして、中州樋門の方も内水が増水になりました。

そのため、中州樋門に2台発電機ポンプ等を設置して、増強したところでございます。

以上でございます。

○議 長

小松議員。

○8番（小松正年君）

資材借り上げ料、この2万6,000円の中身。

○議 長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

3号樋門という黄白内川のところに水中ポンプをかけております。明日見主幹が言ったように、そこにかけてあるポンプ、発電機を中州樋門に持っていったことから、3号樋門にポンプ、発電機がなくなったので、それを借り入れたリース料金です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第25号

○議 長

日程第7、議案第25号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹(明日見将幸君)

議案第25号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)。

平成30年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,393万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,439万3,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債の補正」による。

平成30年9月12日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、地方債の補正についてご説明申し上げますので、6ページ目をお開き願います。

第2表 地方債の補正。

1. 追加でございます。

起債の目的、町立診療所医療機器購入事業、限度額270万円、こちらは補正予算に計上されます町立診療所デジタル画像診断システム購入事業にかかわる起債、借り入れの協議の結果、同意予定の通知を受けたことから、限度額を設定するものでございます。

次に、同じく追加でございます。

起債の目的、舗装長寿命化事業、限度額1,080万円、こちらは当初予算に計上されております中央線道路舗装補修工事にかかわる起債借り入れの



協議の結果、同意予定の通知を受けたことから、限度額を設定するものでございます。

次に、2の変更でございます。

起債の目的、認定子ども園建設事業、起債借り入れの協議の結果、旧園舎等を含む工事費等が事業の対象となったことから、限度額を2,800万円から4,200万円に変更するものでございます。

次に、同じく変更でございます。

起債の目的、浦臼町ライスターミナル自動倉庫設備更新事業でございます。起債借り入れ協議の結果、事務費も対象となったことから、限度額を2億2,700万円から2億3,310万円に変更するものでございます。

次に、同じく変更でございます。

起債の目的、橋梁長寿命化事業、起債借り入れ協議の結果、事務費も対象となったことから、限度額を1,120万円から1,190万円に変更するものでございます。

次に、同じく変更でございます。

起債の目的、J-アラート受信機更新事業、起債借り入れ協議の結果、防災無線と連携します自動起動装置等が対象となったことから、限度額を250万円から480万円に変更するものでございます。起債の方法につきましては証書借り入れで、利率につきましては6.5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金については利率見直しを行った後においては当該利率見直しの後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし財政の都合上により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。10ページ目をお開きください。主なものを説明いたします。

2款総務費、1項3目企画費、補正額71万5,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、浦臼町住宅リフォーム等補助金につきまして、申請相談件数の増加によりものでございます。

8目諸費、補正額65万円の追加でございます。26節寄付金につきまして、7月に発生しました西日本豪雨災害による義援金を寄付するものでございます。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額217万8,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料につきまして、障害者自立支援給付金負担金返還によるものでございます。

6目国民年金事務費、補正額252万3,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、国民年金システム改修業務委託によるものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

4款衛生費、3項1目診療所費、補正額518万4,000円の追加でございます。18節備品購入費につきまして、デジタル画像診断システムを購入するものでございます。

7款土木費、2項2目河川維持費、補正額800万円の追加でございます。15節工事費につきまして、聖園川改修工事によるものでございます。

9款教育費、2項1目学校管理教育振興費、補正額130万円の追加でございます。15節工事費につきまして、浦臼小学校ブロック塀の補修工事によるものでございます。

歳出合計2,393万9,000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、8ページ目をお開き願います。

9款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額3,240万6,000円の追加でございます。普通交付税の確定によるものでございます。

13款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金、補正額248万4,000円の追加でございます。町立診療所医療機器購入事業に係る補助金でございます。

3項2目民生費委託金、補正額126万円の追加でございます。国民年金システム改修に係る補助金でございます。

17款繰越金、1項1目繰越金、補正額6,683万2,000円の追加でございます。平成29年度決算に伴うものでございます。

19款町債、1項2目児童福祉施設事業債、補正額1,400万円の追加でございます。認定子ども園建設事業に係るものでございます。

3目診療施設等整備事業債、補正額270万円の追加でございます。町立診療所医療機器購入事業にかかわるものでございます。

4目農業施設事業債、補正額610万円の追加でございます。浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新事業に係るものでございます。

5目道路橋梁事業債、補正額1,150万円の追加でございます。橋梁長寿命化事業及び舗装長寿命化事業に係るものでございます。

6目消防債、補正額230万円の追加でございます。J-アラート受信機更新事業に係るものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額1億1,598万5,000円の減額でございます。財源調整として1節財政調整基金繰入金を1億1,598万5,000円を減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ2,393万9,000円の追加となっております。

以上、議案第25号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算の内容でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

先ほど、医療デジタル機器の518万4,000円、これというのは収入の方にもありましたように、診療所の補助金ということで、これは半額助成みたいなものなののでしょうか。

○議 長

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

今のご質問にお答えいたします。

半額補助でございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

支出の方で、11ページですが、ごみ収集車運搬のトラックが修理で予算計上されておりますが、それとあわせて次のページ、13ページでスクールバスの修繕料も追加計上されているわけなのですが、この両方とも車両、相当年数のたっているのが現状ではないかなと思われるのですが、今後についての更新の予定等があれば聞かせていただきたいと思っておりますけれども。

○議 長

答弁願います。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

今のご質問にお答えさせていただきます。

ごみ収集運搬の車につきましては、更新の予定はございます。

ただ、まだ使えているということだったものですから、年度を繰り越して使用していたということで、今回もちょっと主軸のところでもうどうにもならない大きい修繕が発生したということで、それも直せばまだ使えるということですから、とりあえず当座は使う予定で今回修繕にかけたところでございます。

ただ、これがいつまでももつとは限りませんので、普通建設事業等々で更新の時期を早めていただくようには財政サイドと協議をしていきたいと考えているところです。

○議 長

武田局長。

○教育委員会事務局長（武田郁子君）

スクールバスに関しましても、経年劣化によります3カ月点検のときに大

きなちょっと異常が発生いたしましたので、既存の予算でやらせていただきました。

既存の予算を使ってしまいましたものですから、当面今後の緊急時に対応するために今回補正で上げさせていただいたような形でございます。

くらし応援課の方の車と同じように、スクールバスにつきましても普通建設事業に更新の時期等をのせさせていただいているところがございますので、財政サイドと協議しながら、児童生徒の安全・安心を確保するべく要請をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

10ページの2項3目19節住宅リフォーム等補助金で71万5,000円の追加となっておりますが、この内容について知りたいのですが。

○議 長

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

折坂議員のご質問にお答えいたします。

当初予算では10件30万円を予算化しているところでございます。

8月末現在でございますが、11件の申請がございました。交付決定が281万5,000円となっているところでございますけれども、現段階で3件の解体の申し込みがあるところでございます。

交付決定の残額18万5,000円から3件の解体30万がありますので、71万5,000円が今不足しておりますので、71万5,000円の追加補正を上げたところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの項目の一つ下なのですけれども、諸費のところ町税還付金が25万円相当出ているわけなのですが、事業所による重複納付ということが原因で、還付ということなのですが、よく新聞紙上でいろいろな問題で税金の取り過ぎのための還付が発生しているわけなのですが、今回のこの25万円がなぜ重複納付されたのか教えていただきたいと思っております。

○議 長

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回、当初予算では50万円の予算を組んでいたところですが、そのうち今回その予算を使い切ったところから補正予算を出したのですが、その使い切った理由といたしましては、法人住民税の関係でございます。

事業所の方で当初中間納付をしております。その中間納付額と確定申告による確定の納付額の差が発生いたしました。その差の部分が逆に納め過ぎということになったものですから、それを既定の予算で還付したところがございます。

ただ、そうしますと、既定の予算がなくなってしまうということで、今後まだ半年以上の期間がございますので、そのために今回、年度的に言えば半年相当ということで、当初予算の半分の25万円を改めて補正予算として計上して、還付に備えるということで計上したものでございます。

以上です。

○議 長

中川議員。

○2番（中川清美君）

なかなかちょっと難しいところなのですが、その中間納付された25万円だけれど、50万円の予算のうち法人住民税で25万円払って、確定でまた25万円払ったということなのか、通知ミスなのか、そこら辺どうなのか。

○議 長

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

説明足らずで申しわけございませんでした。

事業所によって中間納付を行いまして、これぐらいの見込みの所得が出るということで、事前に納める事業所がございます。

それは全然問題がない部分なのですが、ただ確定申告によってその年の所得が決まります。そうするとその額が、もし中間納付額より多ければまた納めていただきます。

少なければ、納め過ぎたということで、単純な還付ということでなるのですが、今回その25万円がその相当金額ではなくて、既存の予算等々を使いましてお支払いをした結果、予算上の額が次の還付に備えられるほどの額が残らなかったということで、今後半年相当期間がありますので、今回25万円をその予備的なといたら変なのですが、還付に即対応できるようにということで、25万円はそういう意味で予算を組んだということがございます。

以上です。

○議 長

ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)について採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第25号 平成30年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第26号

○議 長

日程第8 議案第26号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○くらし応援課長(大平雅仁君)

議案第26号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例等の一部を次のように改正する。

平成30年9月12日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由は、平成30年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布、施行されることに伴い、本条例の改正を行う必要があり、本案を提出するものでございます。

次のページをお開きください。

浦臼町税条例等の一部を改正する条例。

これにつきましては、7ページから10ページにかけて、それぞれ施行期日や経過措置等の違いから6条にわたり改正するものでございます。

第1条については7ページから10ページまで、第2条から第4条までは10ページにおいて記載されております。

また、第5条から第6条までは11ページにその変更内容が記載されております。

また、変更にあたっては提案理由で述べました法律、政令等に合わせるための改正が主なものでございますが、その主な内容につきまして別添参考資料によりご説明させていただきますので、まず参考資料1ページをお開きく

ださい。

浦臼町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

まず、改正条例の第1条といたしまして、1ページから8ページまでで、第23条からそれぞれ文言の訂正や所要の規定の整備を行っているところでございます。

4ページをお開きください。このページの第92条では新たに製造たばこの区分を新設、またその後はそれを受けて関係する条文の改正も行っているところでございます。

5ページをお開きください。この5ページ以降では今回の改正の特徴的な部分でございますが、まず第94条においてたばこ税の課税標準を改正する規定で、段階的な移行を行うためこの改正第1条で平成30年10月1日施行分を規定しております。

次に、9ページをお開きください。9ページでは改正第2条において、平成31年10月1日施行分の規定を同じ第94条で行っております。

以下10ページから12ページまで、改正第3条から第5条において、毎年課税標準を段階的に変更していく改正を行っているものでございます。

7ページにお戻りください。ここに記載されております第95条におきましても、この7ページは改正第1条における平成30年10月1日施行分、また10ページにおいて改正第3条における第95条の変更分、これは平成32年10月1日施行分でございます。

次の11ページが、今度は改正第4条における平成33年10月1日施行分と同じように段階的にたばこ税を引き上げるための改正を行っているものでございます。

参考資料の説明については以上でございます。

議案の11ページにお戻りください。

附則第1条、この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとなっており、1項から8項までそれぞれ関係する条文の施行日を定めているところでございます。

また、附則の第2条以降は関係する条文の経過措置や規定等について定めているところでございます。後ほどお目通しを願えればと思います。

以上で、議案第26号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第26号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第26号 浦臼町税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 同意第1号

○議 長

日程第9、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長(斉藤純雄君)

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第42条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

平成30年9月12日提出

浦臼町長 斉藤純雄

同意を求める者の住所、樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ179番地の267、氏名、向井一成、生年月日、昭和44年7月16日、選任理由、任期満了による。

以上が、同意第1号の内容でございます。

十分ご審議いただき、同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求め



ることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第10 同意第2号

○議 長

日程第10、同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会に同意を求めるものであります。

平成30年9月12日提出

浦臼町長 斉藤純雄

同意を求める者の住所、樺戸郡浦臼町字晩生内213番地の2、氏名、美濃多恵、生年月日、昭和42年12月27日、選任理由、任期満了によるものでございます。

次ページの履歴書においては、お目通しをいただきたいと思います。

以上が、同意第2号の内容であります。

十分ご審議いただき、同意賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第11 報告第3号

○議 長

日程第11、報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告する。

平成30年9月12日提出

浦臼町長 斉藤純雄

監査委員の審査意見書につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次のページをお開きください。

平成29年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

表内の項目についてご説明を申し上げます。

財政健全化法の四つの指標に基づき財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率には、これまでと同様に赤字及び資金不足が生じていないことから数値化はされていないところでございます。

③実質公債費比率につきましては、平成28年度が6.5%、平成29年度が1.3%で5.2%のポイントが改善されたところでございますが、国の財政状況が厳しい状況には変わらず、地方交付税の減額などを想定し、引き続き財政の健全化に向けて努力するものでございます。

④将来負担比率につきましては、地方債の残高の減少や基金への積立金増加によりまして、数値化されていないところでございます。

次のページをお開きください。

平成29年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第

22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

表内の項目について、ご説明申し上げます。

①資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないことから数値化されていないところがございます。

以上、概要の説明を申し上げまして、平成29年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第3号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告については報告済みといたします。

◎日程第12 認定第1号～日程第15 認定第4号（一括議題）

○議 長

日程第12、認定第1号 平成29年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

ただいま議題となりました認定第1号 平成29年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第3号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第4号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これら4件につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月16日から23日までの期間、町監査委員においてそれぞれの会計の決算について審査をいただいたところがございます。

よって、地方自治法第233条の第3項の規定により、これら意見書を付しまして、議会の認定に付するものがございます。

審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。提案に当たっての説明とさせていただきます。

○議 長

野崎議員。

○ 1 番（野崎敬恭君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となりました平成 29 年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか 3 件につきましては、総合的見地から慎重なる審査を要するものと考えますので、議長並びに議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されるよう望みます。

以上、動議を提出いたします。

○ 議 長

東藤議員。

○ 4 番（東藤晃義君）

ただいまの動議について賛成をいたします。

○ 議 長

野崎敬恭議員の動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

議員の動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○ 議 長

異議なしと認めます。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されたいとの動議は可決されました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任についてお諮りします。

決算審査特別委員として、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○ 議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

認定第 1 号 平成 29 年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号 平成 29 年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号 平成 29 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号 平成 29 年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、合わせて 4 件を決算審査特別委員会に付託いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、ただいま設置されました決算審査特別委員会を開催して、委員

長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時36分

**○議 長**

会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので周知いたします。

委員長に小松正年議員、副委員長に柴田典男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第16 発議第1号

**○議 長**

日程第16 発議第1号 事務の検査についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**○議 長**

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○議 長**

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号 事務の検査についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**○議 長**

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 事務の検査については原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第1号

○議 長

日程第17 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり採択されました。

◎日程第18 所管事務調査

○議 長

日程第18、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から、閉会中の合同政務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りいたします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎日程第19 所管事務調査

○議 長

日程第19、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りいたします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、平成30年第3回浦臼町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時40分